

多摩川をモデルとした「河川環境」の保全に関する 住民参加型の手法、制度についての調査・研究

2000年

山道省三

特定非営利活動法人多摩川センター副代表理事

目 次

はじめに	1
I. 多摩川の環境をめぐる40年	
(1) 多摩川に関わる社会の動き	3
(2) 多摩川における近年の主な市民活動の展開	8
II. 河川管理者による河川管理における市民参加の展開	
(1) パートナーシップ型河川管理の経過	27
(2) 多摩川におけるパートナーシップ形成の提言	30
III. 全国の市民団体によるパートナーシップ形成の例	
(1) 全国水環境交流会の活動	50
(2) 全国の活動状況	56
(3) 多摩川におけるパートナーシップの形成	60
IV. パートナーシップ型河川管理と今後の課題	
(1) 各セクターの課題	64
(2) 河川管理におけるパートナーシップと合意形成	65
(3) 河川管理とパートナーシップの今後	69
おわりに	75
〈参考文献及び引用文献〉	76

は じ め に

川への住民参加の原点は、水田灌漑や治水のための川普請であり、生活や産業を維持するために組織された運命共同体ともいるべき水防団や水利組合がその核となってきた。今日でもその組織は現存し、川の管理にはなくてはならないが、都市形成の過程で、次第にその構造が変化し、または消滅しつつある。

川の活用と住民参加を考えるとき、地先の川が住民にとってなくてはならない存在であるとすれば、自ずとその関わりあいの方は形となって現れてくる。

主に都市域において、洪水や都市下水の排除といった都市運営上の单一目的が優先された結果、河川や水路の管理が行政主導型になり、住民とのつながりが途切れてしまった。しかし、川や川の持つ空間的特質を新たな視点で捉え直し、都市生活の中できまざまな活用をしていくとする動きが高まり、この40年間は都市河川のみならず、日本の川のあり方をめぐる激動期ともいえる時代と考える。

河川における新たな活用の動きと住民参加のスタイルが変遷していく中で特筆すべきことは、河川や河川の持つ空間的特性を、高密度化した市街地にあって、劣悪化していく生活環境の緩和や改善の場として捉え直すことであった。その役割を演じたのは、川の持つ自然性に着目し、「川の自然を守る会」や「清流を取り戻す会」といった地域住民による運動であった。その結果自然保護のための活動、川の清掃や石鹼運動など多岐にわたる活動が、治水や利水に加え、「環境」を川のもうひとつの役割として制度的に位置づけたことであった。

公害から環境の時代へシフトしていく中で、スポーツ、レクリエーション利用空間、都市公園としての施設型親水空間、生物相の復活や保護を目指した親生物空間、自然の環境教育のフィールドとしての利用など、社会認識の変化とともに、川の活用は多層化し、多様化しつつあるが、住民参加はまだその緒についたばかりである。

河川インストラクター制度、モニター制度といった新たな住民参加のための制度、トラスト、グランドワークなど住民のみならず企業や自治体の参加をあわせた新たな視点を持つ社会制度などが登場してきた。これは住民参加が、単なるボランティア参加であるのみならず、川に関する専門家として、あるいは職業として参加していく時代の到来とも受け取られる。

川やその空間の活用については、これまで社会情勢や要請とともに多様に変化してきた。その変化を受け止め、調整し、将来に引き継ぐためには、これまでの住民参加形態に加え、新たな仕組みや仕かけが求められる。

広義の意味での「住民参加」は、日本において1960年代から始まる公害や地域環境の破壊等に対する反対運動もその範疇に入ると考える。このようなほぼ40年間の住民の運動を契機として、住民がまちづくりや福祉、防災といったさまざまな分野へどう参加するのか、官民双方のいわば社会実験が繰り返されつつある。しかし、「住民参加」とは何かと問われても、今日なお日本で明確な答えや制

度は見当たらないのではあるまいか。このことは、川や水の分野においても同様で、テーマが先行し、その具体を模索中とでもいえる状況にある。

平成10年、河川法が改正され、河川管理の目的である治水、利水に加え「河川環境の整備と保全」が追加された。このことを背景に、河川整備にあたっては、計画策定段階で、住民の意見を聞く、あるいは反映することになった。

ところが、①住民とは誰か？ ②住民の意見とはどのような手続き、合意を経て提示されるのか？ ③意見の反映は誰がどのように行うのか、全部なのか、一部なのか？等、ひとつひとつが一筋縄ではいかない課題で満ち溢れている。

本稿では、「住民参加論」について論考するものではなく、川や水の分野における市民・住民の活動の経過や事例を通じ、各所で表現される「住民参加」「パートナーシップ」「合意形成」等について検討することで、その将来のあり様について幾ばくかの提言ができればと考えた。

調査、研究、報告書の作成にあたっては、(財)とうきゅう環境浄化財団からの助成を得るとともに、多摩川センター、全国水環境交流会の皆様にご協力をいただいた。紙面を借り、ここにお礼申し上げます。

2000年3月

山道省三

I. 多摩川の環境をめぐる40年

(1) 多摩川に関わる社会の動き

多摩川をめぐるこの40年は、日本の河川環境に関する40年史でもある。

多摩川の水質は昭和30年代から悪化の一途をたどるが、流域の都市化による水質汚濁は、住民の想像を超える程で進行する。そうした中にあって住民が多摩川の環境を守るために声を上げたのは、河川敷の自然保護であった。おもに河川敷に生息する野鳥や昆虫、植物といった川の生物保護と、河川敷地の空間を改変し造成される公園やスポーツ施設の対立といってよい。

東京オリンピックでの惨敗をきっかけに体力向上を図る目的で、昭和40年初から「第一次多摩川河川敷開放計画」が始まり、公園づくりの名のもと川原の自然が壊されていく。昭和45年、こうした動きに対し、住民による「多摩川の自然を守る会」が結成され、いわば河川敷地の都市化に対する戦いが始まる。これは、今日に至ってもなお続き、粘り強い運動が、川の自然の認知につながって、多摩川の河川環境行政が180度の転換を図る原動力となった。見方によっては、日本の河川環境行政がといえなくもない。

表1-①の「多摩川をめぐる40年年表」表1-②の全国を対象とした「河川・水辺をめぐる40年年表」を参考に、主なターニングポイントとなった出来事を挙げてみると、次のような出来事があった。多摩川河川敷開放計画（第1次・昭和40年～、第2次・同49年～）、多摩川の自然を守る会発足（昭和45年～）、多摩川水系自然保護団体協議会発足（昭和49年～）、多摩川河川環境管理計画発表（昭和54年）、河川審議会「河川環境管理のあり方について」答申（昭和54年）、市民投票による「多摩川八景」の選定（昭和59年）、狛江水害訴訟原告勝訴（平成4年）、三多摩自然環境センター設立（平成4年）、市民による多摩川センター設立（平成6年）、「パートナーシップによる〈いい川〉づくり」報告（平成8年）、多摩川市民フォーラム設立（平成9年）、多摩川流域懇談会設立（平成10年）等。

この中で、多摩川の自然を守る会や流域の諸団体の活動を踏まえ、河川管理者と市民、住民団体との合意として、多摩川河川環境管理計画が策定されたことは、それ以降の住民の関わりを極めて密にした事業として特筆される。

また平成10年に設立された多摩川流域懇談会は、市民と行政、企業の3つの主体がそれぞれ自立し、日常的な情報交換、コミュニケーション、調査、計画等の共同活動を目的とした緩やかな交流の場、機会としてその役割が注目される。

多摩川で先駆的に行われた事業で、全国展開のモデルとなったものも多い。そして、平成7年3月、建設省河川審議会環境小委員会は、先の答申以来15年ぶりに「今後の河川環境のあり方について」を答申した。

「河川環境」ということばが使われだしたのは、昭和40年半ばと記憶している。それから四半

世紀を経て、平成7年河川審議会により答申された「今後の河川環境のあり方」では、川を市民にとって、身近な自然環境や地域に密着した共有財産であるとし、川と地域の関係を再構築しようと提言している。

この答申は、先の昭和56年（1981年）の「今後の河川環境管理のあり方」に続くものであるが、表題から「管理」の二文字が消えている。その理由には、特に河川環境の分野においては、通常の治水、利水管理のように河川管理者が主体となって行うのではなく、地域の参加を促し、住民による保全・再生とその管理をめざそうとする意図が窺える。

そしてさらに特徴的なことは、これまでハードな工事をすることを第一の前提とした管理行為に、「川と地域の関係の再構築」というまどろっこしい表現ではあるが、地域との交流や啓発などといったソフト事業も巨視的には河川管理であるとした点にあると考える。

さらにこの答申は、平成9年（1987年）の河川法改正に反映されていく。新河川法では、「河川整備計画」づくりにおいて地域住民の意見を聞くとされているが、住民とは誰か？具体はこれからになる。

日本の川が「河川法」を拠り所に国や地方自治体によって整備され、治水安全度の向上や利水の合理化等が図られて久しい。以前、川普請といわれた頃は、道普請同様、その管理は地域住民の大きな仕事であった。戦後、行政の枠組が変わる中にあって、水害や洪水の多発期の到来とともに、河川管理も大きく様変わりした。前河川法制定が昭和39年（1964年）とすれば、35年間、住民は河川管理の現場から遠ざかっていたといえる。

そして新河川法では、今後の河川整備に向けては、次のような方向が重視されている。

- 自然環境の保全や良好な都市環境の形成等の要請の高まりからくる、地域と連携した河川環境の保全等を強力に推進
- 個性豊かな自立型地域社会の形成の要請等からくる、まちづくりと河川整備の連携や市町村、市民、N P O等の参画の推進等

地域住民との関係を重視していく方向として、「河川管理の役割分担」「市町村参画の拡大」があり、とくに「市民、N P O等との連携による河川環境の整備と保全、河川に関する種々の情報提供、及びボランティアの支援等の推進」が必要とされている。

表1-① 多摩川をめぐる40年年表

1999 山道作成

年（西暦年）	多摩川における主な事項（＊は市民活動に関わる項）	建設省の主な河川環境（一般）
昭和39年(1964)		新河川法制定
40年(1965)	「多摩川河川敷地の開放計画（第1次）」	
41年(1966)	多摩ニュータウン建設事業計画決定	
44年(1969)		「都市河川環境整備事業制度」
45年(1970)	水質悪化のため調布取水堰からの取水停止 ＊「多摩川の自然を守る会」発足 多摩川の各所で工場排水による魚が浮く事故多発 東京都「多摩川浄化対策計画」発表	
46年(1971)	玉川浄水場給水停止 「多摩川河川浄化事業（浚渫）」開始	
47年(1972)	*日本野鳥の会や住民による多摩川の自然公園計画 東京都、多摩川流域を鳥獣保護区に指定 ＊「三多摩問題調査研究会」発足	
48年(1973)	都による水質調査で多摩川中流部が悪化	
49年(1974)	「多摩川河川敷地の開放計画（第2次）」 狛江水害 野火止用水歴史環境保全地域指定 多摩川全川を鳥獣保護区に指定 ＊「多摩川水系自然保護団体協議会」結成 「多摩川流域環境保全対策連絡協議会」設置 （財）とうきゅう環境浄化財団設立	
50年(1975)	京浜工事事務所河川環境課設置 環境庁「多摩川流域環境保全対策懇談会及び連絡会議」設立 ＊住民による多摩川水系の清掃活動盛ん	(財)河川環境管理財団設立 「河川愛護モニター制度」 「ダム周辺環境整備事業」 「地下水管理制度」
51年(1976)	羽村、瑞穂町でゴミ穴問題 ＊狛江水害訴訟始まる 日原ダム構想 野火止用水試験処理水の放流	「水源地域対策基金」設立 「河川管理施設等構造令」
52年(1977)	*仙川小金井分水工事で住民、中止の仮処分申請 →東京地裁申請却下 ＊多摩川の清掃と魚の放流盛ん 多摩川の水質、全国の一級河川でワースト5	
53年(1978)	多摩川上流処理場完成 多摩川河川敷3つのゴルフ場開放へ 「多摩川河川行政連絡会」発足	「雨水貯留事業」
54年(1979)	小作取水堰稼働 玉川浄水場工場用水として再開 多摩川沿川市町村「多摩川改修促進協議会」設置 「多摩川河川環境管理計画」（河川空間管理計画）	

年（西暦年）	多摩川における主な事項（＊は市民活動に関わる項）	建設省の主な河川環境（一般）
昭和55年(1980) 56年(1981)	「礫間接触酸化法」による野川浄化施設着工（S58完成） 調布の花火13年ぶり復活 ＊「多摩川に鮎を呼び戻す会」発足 都の水質調査で多摩川中・上流の汚濁進む	「都市河川総合整備事業」 河川審議会答申 「河川環境管理のあり方について」
57年(1982)	*多摩川のサケの稚魚放流スタート 多摩川源流で水質保全協定 三沢川分水路完成	
58年(1983)		「河川環境管理計画」
59年(1984)	*市民投票による「多摩川八景」選定 都水試アユの天然遡上を確認 多摩川でサケ確認 奥多摩湖でアオコ大発生	
60年(1985)	川崎市多摩川親水計画 *八王子で圏央道建設反対の集会 *住民の調査によるカワラノギク絶滅寸前の報告 *「二ヶ領用水の再生を考える市民の会」発足	「ウォーターフロントの総合整備事業」 「アーバンオアシス構想」 「河川環境整備基金」 「高規格堤防(スバ-堤防)整備事業」 「リバーサイドスクエア整備事業」 「リバーサイドタウン整備事業」 「マイタウン・マイリバー 整備事業」
61年(1986)	「多摩川誌」発刊、「多摩川セミナー」開催 「多摩川サミット」開催、「多摩川週間」の設定 玉川上水へ下水処理水の通水 平瀬川礫間浄化施設完成	
62年(1987)	多摩川中流部に4橋計画 「多摩川流域協議会」設立 川崎市で多摩川水上バス検討	
63年(1988)	各所で木炭による水質浄化の試み ニヶ領用水、ふるさとの川モデル事業に指定 *多摩川冷水対策に市民の要望書提出 拝島分水埋め立て計画	「桜づつみモデル事業」 「ラブリバー制度」 「清流復活総合モデル事業」
平成元年(1989) 2年(1990)	*第1回「多摩川上下交流会」山梨県小菅村にて開催 都が奥多摩で山のふるさと村建設中 野川流域環境保全協議会発足 流域下水道北多摩2号処理場稼働	「清流ふれあい交流活動」 (「せせらぎふれあいモデル事業」) 「直轄流水保全水路整備事業」 「河川水辺の国勢調査」
3年(1991)	*地下水を守ろうと市民が水みちマップづくり 多摩川に多自然型工法導入 川崎市の調査で多摩川の水質が初めて環境基準をクリア *野川流域市民団体ネットワーク結成	「多自然型川づくり」 「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」

年（西暦年）	多摩川における主な事項（＊は市民活動に関わる項目）	建設省の主な河川環境（一般）
平成4年(1992)	千川上水復活 羽村堰からの通年放流開始 上流の冷水問題解決 狛江水害訴訟住民勝訴 「多摩川水面利用計画」策定 建設省「新しい多摩川づくり検討委員会」開催 *多摩地域の市民団体の情報ネットワーク「三多摩自然環境センター」設立	
5年(1993)	*多摩川クリーンエイド実施 多摩地区東京移管100周年を記念した「TAMAらいふ21事業」開催 *「水郷水都全国会議・たま大会」開催 四ツ谷本宿堰に魚道設置 調布に多自然型ワンドの整備	「河川環境保全モニター制度」
6年(1994)	*市民による多摩地域を中心とした活動拠点「みずとみどり研究会」、「多摩川センター」の設立 平井川で都が多自然型工法採用 建設省「多摩川洪水危険区域」発表 *日の出町で第2ゴミ処分場建設の反対運動 *圏央道問題で住民の反対活動活発化 都「多摩交流センター」設立 *川崎市の市民団体「川崎・水と緑のネットワーク」結成	「環境政策大綱」発表
7年(1995)	野川の水量激減	河川審議会答申 「今後の河川環境のあり方について」
8年(1996)		「パートナーシップによるいい川づくり報告」
9年(1997)	*多摩川市民フォーラム設立	河川法改正
10年(1998)	*多摩川流域懇談会設立	河川審議会
11年(1999)	宿河原堰竣工、宿河原せせらぎ館開設	「『川に学ぶ』社会をめざして」「流域における水循環はいかにあるべきか」「河川を活かした都市の再構築」「パートナーシップによる河川管理に関する提言」等中間報告及び答申

(2) 多摩川における近年の主な市民活動の展開

① TAMAらいふ21事業における提言

平成3年(1991年)から平成4年(1992年)にかけて、東京都が設立した「TAMAらいふ21協会」による一連の事業が展開された。

この中に「多摩川復権部会」(後に多摩川研究会に名称変更)があり、筆者は座長をつとめた。シンポジウム、フィールドワーク(国内、国外)等を行い、部会として基本提言を行った(表2)。

この提言は、「TAMAらいふ21協会」への報告書としてまとめられ、行政当局へ付託されたが、「TAMAらいふ21協会」は時限団体であり、報告書作成とともに解散する。このため、提言が中に浮いたままであった。その後、各部会の提言の折中案として、多摩地域の市民活動を主に助成金として支援する「多摩交流センター」(1994年)の設立に至る。

表1-② 河川水辺をめぐる40年年表

1998 山道作成

年(西暦年)	河 川 (問題、行政施策、事業、法制度など)	水 問 題 (水需要、水質、下水道など)	海・湖沼	その他の法制度等など (国、自治体)	河川に関する 市民の動向及び活動	社会情勢、 環境に関する主なできごとなど
昭和39年(1964)	•「新河川法」制定	•東京の水不足深刻化	•相模湖で赤潮発生			(昭和30~40年代) •4大公害(イタイイタイ病、水俣病、四日市ぜんそく、新潟水俣病)など公害が社会問題化
昭和40年(1965)	•建設省「第2次治水事業5ヵ年計画」 ～第8次(H4～8) •相模川工事実施基本計画策定					
昭和41年(1966)	•建設省「河川敷地開放計画(第1次)」 ～第2次(S49～52) •河床低下対策	•水資源開発公団事業に長良川 河口堰を追加				
昭和42年(1967)	•建設省「河川砂利の用途規制方針」策定	•河川の水質の悪化。水質汚濁 の被害増大	•相模湖でアオコ初めて発生	•「公害対策基本法」公布		
昭和43年(1968)	•中小河川流域の災害の増大					•市街化の進展と都市への人口 集中が進む
昭和44年(1969)	•建設省「都市河川環境整備事業制度」 •相模川高度利用事業着手、1級河川指定			•「新全国総合開発計画」閣 議決定		
昭和45年(1970)	•都市河川の災害が頻発し、都市河川対策 が推進	•水質汚濁に関する環境基準設 定 •「水質汚濁防止法」制定 •「下水道法」改正 •首都圏及び近畿圏の水需要の 増大 •玉川上水場給水停止	•東京湾の汚濁進行 •「海洋汚染防止法」制定 •霞ヶ浦、琵琶湖の開発着工	•公害国会	•「多摩川の自然を守る会」 発足	•都心部で光化学スモッグが発 生し、大気汚染深刻化 •東京城南地区で水道の臭い水 が問題化
昭和46年(1971)				•環境庁設置 •中央公害対策審議会発足	•河川の公共的高度利用への ニーズ拡大	•福島第1原発運転開始 •「特に水鳥の生息地として国 際的に重要な湿地に関する条 約(ラムサール条約)」(イ ラン)採択 •大都市周辺で著しい地盤沈下 •列島改造論などによる土地ブ ーム •世界遺産条約 •尾瀬ゴミ持ち帰り運動 •「廃棄物その他の投機による 海洋汚染の防止に関する条約 (ロンドン条約)」採択
昭和47年(1972)	•中小河川災害の頻発	•水需要の著しい増大に伴う水 不足の深刻化	•瀬戸内海播磨灘で赤潮大発 生	•「各種公共事業に係わる環 境保全対策について」閣議 決定 •「自然環境保全法」制定	•河川環境改善の要請	

年(西暦年)	河川 (問題、行政施策、事業、法制度など)	水問題 (水需要、水質、下水道など)	海・湖沼	その他の法制度等など (国、自治体)	河川に関する 市民の動向及び活動	社会情勢、 環境に関する主なできごとなど
昭和48年(1973)		•魚介類の水銀汚染問題	•「瀬戸内海環境保全臨時措置法」公布	•「都市緑地保全法」制定	•日本河川開発調査会発足	•石油ショック •「絶滅のおそれのある野性動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」採択 •泊江水害
昭和49年(1974)	•河川環境整備事業、全国規模に拡大 •「広瀬川の清流を守る条例」(仙台市) •「多摩川流域環境保全連絡協議会」発足 •首都圏の用水路、中小河川で親水事業盛ん •賀川環境管理財団設立 •河川愛護モニター制度 •建設省「ダム周辺環境整備事業」創設 •建設省京浜工事事務所河川環境課設置			•国土庁設置	•「多摩川水系自然保護団体協議会」発足	
昭和50年(1975)	•「水源地域対策基金」の設立 •「河川管理施設等構造令」 •「多摩川水害訴訟」始まる •「鶴見川流域水防災計画委員会」の発足 •建設省「多目的遊水池事業」の創設 •建設省「総合治水対策」	•P C B に係わる水質環境基準を追加 •六価クロム汚染問題 •建設省「地下水管理制度」 •「下水道整備 5 ヶ年計画について」閣議了解 •逼迫する水供給への対処 •水資源開発の困難化		•「川崎市環境影響評価に関する条例(アセスメント条例)」制定(川崎市)		•スイスを中心に近自然河川工法、ビオトープ計画の展開
昭和51年(1976)				•「第三次全国総合開発計画」閣議決定	•多摩川の清掃と魚の放流盛ん •良好な河川環境に対するニーズの拡大 •全国各地で住民による河川美化運動が盛んになる •「隅田川クラブ」発足	
昭和52年(1977)	•「多摩川河川行政連絡会」発足	•「水質汚濁防止法」改正 •異常渇水による水不足 •建設省「雨水貯留事業」創設	•「瀬戸内海環境保全特別措置法」に改正 •琵琶湖に赤潮発生	•中央公害対策審議会「環境影響評価制度のあり方について」答申	•全国各地で住民による河川愛護団体結成	•富士山クリーン作戦
昭和54年(1979)	•建設省「多摩川河川環境管理計画」 •全国各地の自治体で河川等の美化キャンペーンやクリーン作戦の実施進む •建設省「総合治水対策特定河川事業」 •多摩川沿川市町村「多摩川改修促進協議会」設置 •建設省「都市河川総合整備事業」 •建設省が浸水実績を公表 •建設省「流域総合治水対策協議会」設置 •「鶴見川流域総合治水対策協議会」設置		•東京湾総量規制施行	•「琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」施行(滋賀県) •「廃棄物その他の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)」日本について発効	•東京都「東京都環境影響評価条例」公布 •神奈川県「神奈川県環境影響評価条例」公布 •「ラムサール条約」日本で発効 •「ワシントン条約」日本で発効	•琵琶湖周辺住民による合成洗剤不買運動 •各地でホタルの里を守る運動始まる
昭和55年(1980)						

年(西暦年)	河 川 (問題、行政施策、事業、法制度など)	水 問 題 (水需要、水質、下水道など)	海・湖 沼	その他の法制度等など (国、自治体)	河川に関する 市民の動向及び活動	社会情勢、 環境に関する主なできごとなど
昭和56年(1981)	<ul style="list-style-type: none"> 河川審議会答申「河川環境管理のあり方について」 建設省「鶴見川流域整備計画」策定、浸水実績図を公表 	<ul style="list-style-type: none"> 各地でさまざまな水質浄化実験の試み 	<ul style="list-style-type: none"> 手賀沼の水質調査で汚染の主因は生活排水と判明 	<ul style="list-style-type: none"> 「行政財政改革大綱」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> カムバックサーモン運動 「多摩川に鮎を呼び戻す会」発足 	
昭和57年(1982)	<ul style="list-style-type: none"> 建設省「ダム技術センター」の設立 	<ul style="list-style-type: none"> 多摩川源流で水質保全協定 	<ul style="list-style-type: none"> 湖沼の窒素及び磷に関する環境基準の制定 「霞ヶ浦条例」施行 東京湾での生物調査で浄化傾向が判明 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回「河川シンポジウム」(草加市、越谷市、八潮市)～ 	<ul style="list-style-type: none"> 三多摩自然環境保全基金スタート 「横浜かわを考える会」発足 「水辺環境シンポジウム'83」(東京都世田谷区) 	<ul style="list-style-type: none"> 河川、ダム、湖沼等への総合的環境対策 「国連海洋法条約」採択 首都圏地価高等 「国連熱帯木材協定」採択
昭和58年(1983)	<ul style="list-style-type: none"> 梅雨、台風による豪雨被害多発 河川法の改正による「河岸等の植栽基準(案)」の策定 建設省「河川環境管理基本計画」 建設省「水害予想図」公表 市民投票による「多摩川八景」選定 →河川景観整備へ 鶴見川で多目的遊水池事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> 野川疊間浄化施設完成(河川内浄化施設第1号) 建設省「流域貯留浸透事業」創設 雨水利用の研究活発化 	<ul style="list-style-type: none"> 「湖沼水質保全特別措置法」 「琵琶湖風景条例」可決 「第1回世界湖沼環境会議」(大津市) 奥多摩湖でアオコ大発生 	<ul style="list-style-type: none"> 「環境影響評価の実施について」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 五十崎町「まちづくりシンポの会」発足(愛媛県、小田川) 	<ul style="list-style-type: none"> 全国各地で自治体、住民による環境シンポ開かれ始める
昭和60年(1985)	<ul style="list-style-type: none"> 建設省「ウォーターフロントの総合整備事業」 <ul style="list-style-type: none"> 「アーバンオアシス構想」 「河川環境整備基金」 「高規格堤防(スバ堤防)整備事業」 「リバーサイドスクエア整備事業」 			<ul style="list-style-type: none"> 第1回「全国水環境保全市町村シンポジウム」(岐阜県八幡市)～ 	<ul style="list-style-type: none"> 「水郷・水都全国会議」松江市で第1回大会開催 →第11回横浜市('95) 河川、流域に関する情報へのニーズの拡大 「二ヶ領用水の再生を考える市民の会」発足 	
昭和61年(1986)	<ul style="list-style-type: none"> 「リバーサイドタウン整備事業」 「マイタウン・マイリバー整備事業」 「ふるさとの川モデル事業」 神奈川県「いきいき未来相模川プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 玉川上水へ下水処理水の通水 	<ul style="list-style-type: none"> 国、都、民間団体による東京湾再開発計画多発(～S62) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回「九州河川シンポジウム」(福岡県久留米市)～ 		<ul style="list-style-type: none"> 全国的に酸性雨広がる ウォーターフロントブーム
昭和62年(1987)	<ul style="list-style-type: none"> 建設省リバーフロント整備センター設立 東京環状7号線の地下に地下河川計画発表 河川審議会答申「超過洪水対策及びその推進方策について」 水環境対策ダム事業の実施 「多摩川流域協議会」設立 	<ul style="list-style-type: none"> 生物による水質調査で全国の1級河川の水質や良好に 都市化の進展に伴う水害の多発、渇水被害の頻発 		<ul style="list-style-type: none"> 「第四次全国総合開発計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「柳川掘割物語」全国で上映 水辺空間整備に関する要請の拡大 「鶴見川を楽しくする会」発足 	
昭和63年(1988)	<ul style="list-style-type: none"> 建設省「桜づつみモデル事業」 <ul style="list-style-type: none"> 「ラブリバー制度」 「清流復活総合モデル事業」 「ダム湖活用促進事業」創設 高知県で全国初の「清流保全条例」 河川審議会答申「総合的な治水対策の実施方法について」 	<ul style="list-style-type: none"> 各所で木炭による水質浄化の試み 建設省「流域総合水管理計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「琵琶湖国際(アオコ)会議」で「ヨシ保全法」を提案 中海、宍道湖の淡水化事業凍結 	<ul style="list-style-type: none"> 日野市で緑地環境保全信託制度 ふるさと創成基金 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県柿田川「みどりのトラスト」 「相模川シンポジウム」開催 河川環境保全のニーズ高まる 	<ul style="list-style-type: none"> 全国各地リゾート開発進む

年(西暦年)	河 川 (問題、行政施策、事業、法制度など)	水 問 題 (水需要、水質、下水道など)	海・湖沼	その他の法制度等など (国、自治体)	河川に関する 市民の動向及び活動	社会情勢、 環境に関する主なできごとなど
平成元年(1989)	<ul style="list-style-type: none"> 建設省「清流ふれあい交流活動」（「せせらぎふれあいモデル事業」） 「鶴見川新流域整備計画」を策定、浸水予想区域図の公表 「野川流域環境保全協議会」発足 		<ul style="list-style-type: none"> 中海、宍道湖「湖沼法」の指定湖沼に 琵琶湖研究所が文部省研究機関に指定される 	<ul style="list-style-type: none"> 世田谷区で環境保全トラスト設定 	<ul style="list-style-type: none"> 長良川河口堰反対シンポジウム開催 「自然環境復元研究会」結成 各地で河川シンポ、流域サミットの開催盛ん 「鶴見川ネットワーキング(TRネット)」発足 	<ul style="list-style-type: none"> 「地球環境保全に関する東京会議」開催 各地でトンボの生息地保全運動活発化 滋賀県内の市民団体が集結し「琵琶湖環境ネット」を結成 第1回「トンボ・市民サミット」(磐田市) 「地球にやさしい(エコ)商品」の開発進む 「再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)」公布
平成2年(1990)	<ul style="list-style-type: none"> 建設省「直轄流水保全水路整備事業」 建設省「河川水辺の国勢調査」 日本自然保護協会「河川保護基金」創設 建設省「多自然型川づくり」 		<ul style="list-style-type: none"> 神戸市で「世界閉鎖性海域会議」開催 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都「緑のフィンガーブラン」 		
平成3年(1991)	<ul style="list-style-type: none"> 建設省「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」 建設省「洪水危険度マップ」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン汚染が深刻化 	<ul style="list-style-type: none"> 湖沼における汚濁負荷量規制対象に窒素、燐を追加 		<ul style="list-style-type: none"> 「国際水辺環境フォーラム(札幌市)」 「野川流域市民団体ネットワーク」結成 	
平成4年(1992)	<ul style="list-style-type: none"> 高知県四万十川「清流対策基本方針案」策定 「鬼怒川、小貝川サミット会議」 「多摩川水害訴訟」住民勝訴 「多摩川水面利用計画」策定 建設省「新しい多摩川づくり検討委員会」 	<ul style="list-style-type: none"> 水質環境基準健康項目追加 環境庁「地下水汚染処理対策の指針」策定へ 多摩川羽村堰からの通年放流開始 多摩川上流の冷水問題解決 	<ul style="list-style-type: none"> 環境庁の調査で全国の干涸の消滅傾向が判明 		<ul style="list-style-type: none"> 多摩地域の市民団体の情報ネットワーク「三多摩自然環境センター」設立 	<ul style="list-style-type: none"> 「国連環境開発会議(地球サミット)ブラジル」開催、生物多様性条約、森林原則声明、アジェンダ21採択 「おいしい水」ブーム アウトドアブーム 各地で市民運動のネットワーク化
平成5年(1993)	<ul style="list-style-type: none"> 建設省「河川環境保全モニター制度」 建設省「樹木管理計画」策定 河川審議会答申「今後の河川整備はいかにあるべきか」 		<ul style="list-style-type: none"> 海域における汚濁負荷量規制対象に窒素、燐を追加 	<ul style="list-style-type: none"> 「環境基本法」公布 多摩地区東京移管100周年記念事業「TAMAらいふ21」開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「全国水環境交流会」発足シンポジウム(草加市) 	
平成6年(1994)	<ul style="list-style-type: none"> 建設省「環境政策大綱」発表 河川審議会答申「河川敷地占用許可準則の見直しの方針について」 多摩川、相模川洪水氾濫危険区域図公表 	<ul style="list-style-type: none"> 「雨水利用国際会議」(東京都墨田区) 		<ul style="list-style-type: none"> NPO法の検討始まる 「環境政策大綱」発表 「環境基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 市民による多摩地域を中心とした活動拠点「みずとみどり研究会」「多摩川センター」の設立 	
平成7年(1995)	<ul style="list-style-type: none"> 建設省河川審議会答申「今後の河川環境のあり方について」 		<ul style="list-style-type: none"> 「第6回世界湖沼会議霞ヶ浦'95」(つくば市、土浦市) 	<ul style="list-style-type: none"> 河川法改正の動き 「環境影響評価法」制定 		<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災
平成8年(1996)	<ul style="list-style-type: none"> 「水辺の楽校プロジェクト」制度発表 					
平成9年(1997)	<ul style="list-style-type: none"> 「河川法」改正 					
平成10年(1998)	<ul style="list-style-type: none"> 河川審議会 「『川に学ぶ』社会をめざして」 「流域における水循環はいかにあるべきか」 			<ul style="list-style-type: none"> 「NPO法」公布 全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」発表 		

表2 多摩川の復権のための基本提言（案）

多摩川は350年もの間、江戸、東京、という世界でも有数の都市の発展と深い関わりを持ってきた。その結果、多摩川はもとより、支川の形状や流域の水循環構造に多くの改変が加えられてきた。また、時代時代によって流域に住む人々との関係も変わってきた。近年になって多摩川が私たちにとって無くてはならない存在であると気づいた時、既に「川らしさ」としての基本的条件すら失いつつあることを知ったのである。これが「多摩川の復権」という課題の提起になった。

私たちは多摩川の復権とは、多摩川の川たる姿と役割を改めて問い合わせ直し、損なわれたものの回復を図ることと考えた。そして、川と人間、都市との関係を再構築し、調和し、共存していくための思想と技術を確立することである。

多摩川の川たる基本的要件としては、安定した流量と良好な水質の維持にあるとし「多摩川の水循環機構の保全と回復」を復権の第一の目標とした。そして、都市環境の中にあってかろうじて残されている多摩川の自然を保全するとともに、回復をめざすことを第二の目標とした。また、長い時を経てその水辺に蓄積されてきた多摩川と住民の共存の痕跡は多摩川文化とも呼べる固有性を持ち、多摩川らしさの表徴であると考え、その歴史や文化の発掘と継承を第三の目標とした。そして、こうした条件の達成と将来への継承を図るには、多摩川に関わる各種機関の密接な連携と、流域に住む人々の協力と参加が不可欠であり、多摩川との新たな共存のための仕組みづくりを始めなければならない。

こうした認識のもと、私たちは多摩川の復権にあたり次のような提言を行う。

提言1. 多摩川流域の総合的水循環の保全と回復

- ・多摩川の清流を取り戻すためには、流域をめぐる表流水、地下水を含めた総合的な水循環の保全対策が緊急かつ重要な課題である。

その主な方策として、多摩川及びその支川の水源涵養地域（樹林地、農地）の保全と維持対策を行うとともに、市街地における効率的な雨水地下浸透対策、湧水地域の保全、玉川上水路をはじめとする農業用水路システムのまちづくりにあわせた再編と活用を促進する。

提言2. 多摩川の自然環境の保全と回復

- ・多摩川の最大の魅力は、都市の中の広大なオープンスペースと豊かな自然である。そのため、多摩川及びその支川の自然環境（地形、生物、景観等）の正確な把握に基づく保全対策を講ずるとともに、自然回復に努める。

その対策に当たっては、河道内の自然、沖積低地土地利用、崖線の湧水、緑地に至る横断的視点と多摩川から支川、用水路に至る縦断的視点を総合的に考慮することが重要である。

提言3. 多摩川文化の発掘・継承と創造

- 多摩川とともに暮らし培ってきた先人の歴史や文化は、未来の多摩川と住民の共存のあり方を教える貴重な財産である。将来の多摩川文化醸成のため、その歴史や文化を発掘し収集し、体系的に整理するとともに、再評価、継承、創造するための体制づくりを行う。

提言4. 市民ネットワークの形成

- 多摩川の復権とともに将来、多摩川と住民が一体となり、良好な共存関係を維持していくためには、住民の上下交流や、さまざまな目的を持つ団体、個人との交流が不可欠である。復権に関わる効果的な住民参加のあり方、水、自然環境の保全と維持、利用調整を円滑に図るため、市民ネットワークの形成を図る。

その視点として、TAMAらいふ21の諸事業に参加した住民団体、関連行政団体、個人の横断的なコミュニケーション形態の存続を行うとともに、自然観察会や環境学習の場としての活用、河川清掃等の活動ネットワークを展開する。

提言5.（仮称）多摩川センターの設立

- 多摩川復権の遂行にあたり、以上に示した4つの基本提言を柱とし、今後、地道な情報の収集とコンセンサスづくりが要請される。こうした諸課題を継続的に効率的に解決に向けて推進するため、多摩川情報収集、発信の拠点、住民の参加、ボランティア活動の支援、市民ネットワークの維持などを目的とするセンター機関の設立を早急に行うこと。

その視点としては、多摩川に関わる自然、歴史、文化の情報データベース化を図るとともに、調査活動、広報活動、研究活動などを行い、住民、ボランティア団体の積極的な参加や、国、自治体、研究者の協同による運営を図るものとする。

1993年10月

多摩川復権部会 実行委員

文責：山道省三

提言に基づく施策の提案（概要版）

提 言	対 策 の 提 案	住 民 の 役 割
I. 多摩川流域の総合的水循環の保全と回復	<p>1. 水源涵養地域の保全と拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> • 都水源林の保全と維持 • 支川系源流域の水源涵養機能の促進 • 河岸段丘、谷戸地に残存する崖線緑地と湧水地の保全 	<ul style="list-style-type: none"> • 上下交流の促進 • 維持、管理行為への参加
	<p>2. 水循環システムの再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> • 農地の保全と都市的活用の促進 • 雨水地下浸透対策の総合的な実施 • まちづくりの中での支川、水路網の再生とネットワーク • 下水道システムの再検討 	<ul style="list-style-type: none"> • 水循環に関わる地域情報の収集と研究（民間技術伝承、伝説等の調査） • 省水、省エネ型のライフスタイルの導入 • 河川、水路モニタリングへの参加
II. 多摩川の自然環境の保全	<p>1. 堤外地の自然環境の保全と回復</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自然環境の調査の実施とモニタリング • 自然環境回復を考慮した河川施設の改善 • 水環境の改善 • 河川空間の適正利用を図る調整機関の設置 	<ul style="list-style-type: none"> • 自然観察会、河川清掃等のボランティア活動の継続 • 自然観察モニタリング活動への参加 • 自然地管理、運営への参加
	<p>2. 堤内地の自然環境の保全と回復</p> <ul style="list-style-type: none"> • 水循環に配慮した沖積低地の土地利用の見通しと改善 • 堤内・外地の水と緑のネットワークの形成 	<ul style="list-style-type: none"> • 環境関連諸団体との交流 • 自然地管理、運営への参加 • 地域情報の収集

提 言	対 策 の 提 案	住 民 の 役 割
III. 多摩川文化の発掘・継承と創造	1. 多摩川文化情報の収集と広報 <ul style="list-style-type: none"> • 既存施設間の情報及び人的交流拠点の設置 • 多摩川文化の体系的な発掘・継承と創造 プログラムの作成 • 地域学習、環境学習体制、情報サービス機能の充実化 	<ul style="list-style-type: none"> • 地域文化情報の収集と記録 • 情報提供、指導、活動への参加
IV. 市民ネットワークの形成	1. 市民ネットワークの形成 <ul style="list-style-type: none"> • TAMAらいふ21協会の諸事業に参加した住民団体、関連行政団体、個人へのネットワーク活動の存続 • 市民ネットワーク形成への制度的、財政的支援 	<ul style="list-style-type: none"> • コミュニケーション活動の自主的な展開
V. (仮称)多摩川センターの設立	1. (仮称)多摩川センターの設立 <ul style="list-style-type: none"> • 制度的、財政的支援 • 自然、歴史、文化の情報データベース化への参加と協力 • 運営調整機構への参加 	<ul style="list-style-type: none"> • 専従者としての参加 • ボランティア活動として協力 • 財政的支援

② 三多摩自然環境センターの設立

平成4年(1992年)、TAMAらいふ21の事業を通じて交流した多摩川流域、及び多摩地区の市民、市民団体による緩やかなネットワークとして「三多摩自然環境センター」を発足させることになった。

その設立の主旨経過は、表3に示すような内容であった。

このセンターは、情報や人事の交流を通じ、各地区での活動がより活発に、より良く展開するための連絡会的な役割を持っている。主な事業は「三多摩自然環境センターNEWS」を2ヶ月に1回発行していて、2000年2月号で第74号となる。

このNEWS発行の経費は、多摩交流センターやその他の助成により捻出し、事務局も市民ボランティア協力により行われている。

表3 「三多摩自然環境センター」設立主旨

— 設立にあたって —

自然保護・環境問題に取り組み、多摩地域で活動する諸団体の、結節・交流の要として、「三多摩自然環境センター」が設立された。

今年4月以来、10回に近い準備のための会合を重ねながらも、規約も綱領もまとまらず、ファジーな形で発足することになった一つの連合体の誕生をも、それは意味するのだ。

どんな姿・形になるのかは、参加者のこれからへの意向次第だが、とりあえず自己紹介の役割を果たすべく、ここに機関紙第1号を発行する。

このファジーぶりと、よたよたの迷走ぶりは、いまの世界と日本の政治経済情勢の反映かも知れない。それでも、とにかく誕生するに至ったのは、1990年代の地球規模の構造変化の怒濤の中で、多摩は多摩なりの新地平を拓いてゆきたいという、多くの人びとの悲願があつてのことだと思われる。

できる者が、少しずつでも出し合うその力をより合わせ、あたかも袖のような、不格好でも強靭なものになってほしい。いや、してゆかねばなるまい。

近代的発展史観のみか、自然・倫理観から個人の生活習慣に至るまで、抜本的改変を迫られている歴史の転換期において、確かな前進を望むなら、みんなで話し合い、知恵を出し合って、手さぐりででも歩んでゆくほかあるまい。硬直した国や自治体の従来の行政のやり口では、この危機を乗り越えることができそうもないのだから……。

代表 横山十四男（みんなの土手の会）

三多摩自然環境センター設立のいきさつ

〈自然保護・環境問題への熱意がネットワーク結成に〉

三多摩地域とそれに接する郡区部で、自然保護・環境問題に取り組んで活動している団体と個人のネットワークをめざして、去る7月5日に、「三多摩自然環境センター」が発足した。

事のおこりは、東村山の北山公園の人工化に反対する「自然を守ろう！北山公園連絡会」が3月8日に、三多摩の自然保護活動の交流を呼びかけたことが、きっかけだった。

15団体がパネラーとなり報告したが、短時間のため活動紹介だけにとどまったが、それによって三多摩の自然保護活動のふところの広さと、活動の活発さを伺うことができた。

この活動を引き継ぎ、発展させようと、自然保護活動にかかわってきた学者の皆さんのが

びかけて、4月12日講演シンポが持たれた。

今度は、東京都の自然保護団体の名簿に記載されたところに、すべて案内が出された。やはり100名近くの方々が集まり、その場で世話人を選出し、その後数回の世話人会、作業部会を経て、三多摩自然環境センターが発足した。

運動体の結成として考えれば、足早にすぎる感じもあるが、当面は、情報交流のための機関紙を出す、そこに力点をおくことでとりあえず発足した。

三多摩には、すでに課題や地域ごとに多くの自然保護活動団体（連合体）がある。20年以上の歴史のあるところもあれば、昨年できたばかりもあり、数千人の集会、万を越すイベントの主催するところもある。

今回の結成は、互いの活動の自主性を重んじ、意見の相違を越え、自然保護活動の輪を広げようという、多くの熱意が、実を結んだ結果といえる。

〈ネットワークを広げることが目的〉

三多摩は、広い。自然を残す丘陵地域もあれば、都市化の波に襲われつつある原野もある。多摩川だけでなく、荒川などの支流もある。市民活動が、建設行政と対峙しているところもあれば、環境行政と手をたずさえ、環境保全の幅広い活動を繰り広げているところもある。

トウキョウサンショウウオなどのように他にはない動植物の保護、山林保全、野鳥、野草観察、ホタルの育成、湧水清流復活、地域の小さな公園や緑の保護、道路や河川改修工事から自然を守る活動 etc. etc.

情報の相互交流は、活動形態の似た団体相互の交流へと発展したり、小さな活動団体に、自然保護への全国的視野を広げる可能性を提供することになる。

三多摩自然環境センターの目的は、このように市民の手づくりのネットワークをひろげることにある。

〈あなたの手で、育てよう〉

結成までの討論の中で、積極的な問題提起や疑問をいだいた。

「お役所が作ったような会の名称だ」…確かに「三多摩自然環境センター」とはお堅い名前だが、当面は、内実を豊富にすることに努め、いずれは皆さんのおチエを借りて…

「TAMAらいふ21協会の下請けではないか」…TAMAらいふ21協会との関わり方は、各団体・個人それぞれの判断を尊重していくものであって、センターの当面の目的は、情報交流による会員相互の活動支援である。

「行政主催のイベント行事などの情報も載せている」…形は行政主催のイベントにでも住民団体の努力で、実現できたものもある。情報提供者名をはっきりさせつつ、どんどんこうし

た情報も載せていく。

とにもかくにも、ようやく出発したばかりですが、浴衣がけで、ゲタをはいて、ちょっと「三多摩自然環境センター（銭湯？）」にでかけてくる、そんな気楽な場所として、皆さんの方で育てて行きましょう。

文責 青木（自然を守ろう！北山公園連絡会所属）

③ 多摩川センターの設立

平成6年（1994年）、TAMAらいふ21事業に参加した3つの団体有志を母体に、任意団体「多摩川センター」が発足した。

この背景には、TAMAらいふ21における各研究会の提言の実現性に危惧した「多摩川研究会」「湧水崖線研究会」のメンバー、及び同事業に参加したゴミ問題の全国ネットワークである「クリーンアップ全国事務局」が自主的に提言の実現を図るため、共同出資し、共同運営事務所として開設したものである。発足当初の共同事務所としての運営形態は表4に、多摩川センターについては、表5に示すような内容でスタートした。

多摩川センターの活動内容は、助成研究等の調査活動や環境モニタリング調査・研究等の受託事業及び多摩川クリーンエイド、シンポジウム開催等の自主事業である。これらの活動を通じて、主に多摩川流域の自然環境、水文化等に関する情報を収集し、あわせて多摩川に関わる「専門家」スタッフを育成していくとともに、インフォメーション・交流の拠点を形成していくことを目指している。また、各種情報のデータベース化を行い、公開ルームを設けて一般に提供するとともに、市民交流の場としても活用する。

各種の受託研究、受託事業により、事務所の家賃から人件費等の固定費を捻出している。専従スタッフは4名置かれているが、センター運営を支援するために「運営委員会」を設けている。運営委員は運営全般に関わる助言、監査を担っている。1994年7月現在のメンバーは以下の通りである。

〈代表〉 横山 十四男（東京家政学院大学教授）

〈顧問〉 小倉 紀雄（東京農工大学教授）

三田 鶴吉（立川市文化財保護審議会会長）

〈運営委員〉 石崎 正和（日本河川開発調査会事務局長）

北村 真一（山梨大学土木環境工学科助教授）

君塚 芳輝（二松学舎大学講師）

小菅 盛平（和光鶴川小学校教師）

坂 本 和 雄 (建設省京浜工事事務所河川環境課長)
辻 野 五郎丸 (千葉大学講師、修景社代表)
林 公 康 (八王子市環境部環境保全課主査)
半 谷 高 久 (東京都立大学名誉教授)
矢 萩 隆 信 (多摩川水系自然保護団体協議会事務局長)
山 道 省 三 (東京農業大学客員研究員)

その後、多摩川センターの業務は拡大するとともに多様化はじめ、1998年の事業内容は表6のようになった。

1999年、多摩川センター運営委員会の決定、及び設立発起人58名の参加を得て、1998年に施行された特定非営利活動促進法に基づく通称N P O法人の資格取得のため、東京都に設立申請を行った。その結果、2000年1月に都知事より認証された。

その設立趣旨書は表7-①、事業計画等は表7-②に示す。

表4 「多摩川センター」と「みずとみどり研究会」の機能分担・関係図

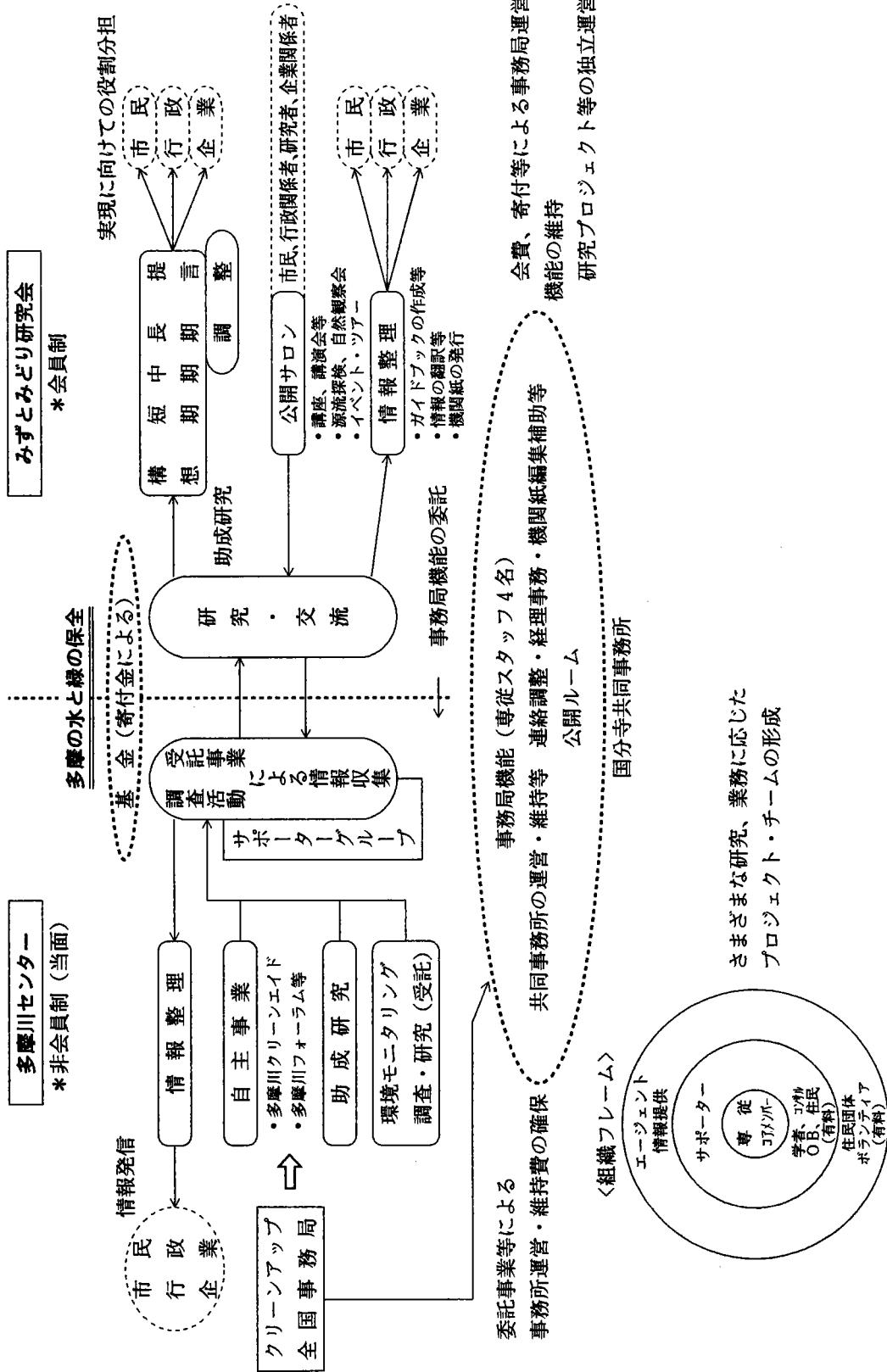


表5 多摩川センター活動紹介

多摩川センター活動紹介

(1994年2月～1998年1月現在)

[設立・過程]

1993年東京都と多摩地域の市町村の主催で、「多摩東京移管百周年記念事業・TAMAらいふ21」が行われました。その事業のテーマプログラムの一つ「多摩川の復権」の中に、「多摩川研究会」が設置され、議論の末、出された提言に「多摩川センターの設立」があげられ、これが設立のきっかけとなりました。

多摩川センターは、市民・行政・企業などが多摩川とその流域の自然・文化に関する情報を共有し、より良い多摩川を築き上げるための情報の収集、発信、交流の場として1994年7月設立されました。

[活動内容]

1. 自主事業

○多摩川サロン

- 調査、研究活動や暮らしの中で多摩川と接してこられた方々をお招きし、連続講座を行なうものです。

○多摩川セミナー

- 市民、行政、企業、専門家が立場を越え、勉強会やディスカッションを行い、多摩川の抱える課題の解決をめざします。

○多摩川クリーンエイド

- 多摩川及びその流域で市民・企業・行政が一体となって一斉清掃や散乱ごみ調査等を実施することで、河川環境保全への意識向上を図ります。

○多摩川学校

- H6年度より多摩川レンジャー育成講座としてスタートし、自然観察法、救急法、林業体験等の講座を実施し、より良い多摩川を築き上げるために活動する人材を育成します。

2. 受託事業

○多摩川ふれあい教室運営

- 多摩川に関するビデオ、パソコンゲーム、資料、情報などを提供しながら、多摩川をフィールドにした行事を開催しています。（多摩川流域協議会からの受託事業）

○その他

- ・企業及び関係団体からの受託事業

3. 協力事業

○西暦2000年の多摩川を記録する運動 他

4. 発行物

○リバーレポート「Tamagawa」 Vol.1 / No.2

- ・多摩川の一年間を振り返り、さまざまな角度から多摩川をとらえていきます。

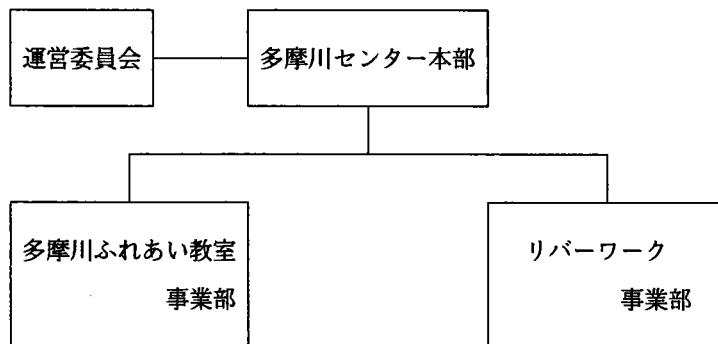
○多摩川センター通信／『たまりば通信』

- ・身近に多摩川を楽しむための多摩川“総合”情報紙

○その他

- ・多摩川クリーンエイド記録集、多摩川学校レポート 等

5. 運営組織



- ・多摩川ふれあい教室の運営委託

- ・多摩川をはじめ川に関する全般的調査、活動

- ・多摩川に関する情報の収集と発信

[連絡先]

多摩川センター

〒185-0021 東京都国分寺市南町3-23-2 小松ビル3F 国分寺共同事務所

TEL: 0423-26-5135

FAX: 0423-26-5136

表6 多摩川センターの事業内容（1998年）

1. 自主事業

多摩川センターが独自に行っている事業です。また、必要に応じて報告書等の出版も行っています。

○多摩川サロン

調査、研究活動や暮らしの中で多摩川と接して来られた方をお招きし、講座を行うものです。

○多摩川セミナー

市民、行政、企業、専門家が立場を越え、学習・論議を行います。

○多摩川クリーンエイド

多摩川流域で、市民、企業、行政が一体となって一斉清掃や散乱ごみの調査などを実施することで、河川環境保全への意識向上を目指します。

○多摩川学校

「多摩川を知る・考える・行動する」をキーワードにワークショップ、フィールドワークを実施し、より良い多摩川を築き上げるために活動する人材を育成します。

2. 受託事業

多摩川の自然・文化に関わるテーマ等について、民間団体や行政などから受託された事業を行っています。

○多摩川ふれあい教室

府中市郷土の森内の旧尋常高等小学校の教室を借りて、多摩川に関する資料・情報などを提供しながら、多摩川をフィールドにした行事を開催しています。

○多摩川流域懇談会事務局

多摩川流域懇談会は、市民・企業・学識経験者・流域自治体・河川管理者などが、多摩川をより良くするために意見交換や議論を行い、お互いの信頼関係を深め、緩やかな合意形成を図ることを目的としています。

○多摩川市民フォーラム事務局

多摩川市民フォーラム事務局は、多摩川流域で活動している市民団体間の交流を通して河川整備計画の見直しや、いい川づくりの提案を行っていきます。また、多摩川流域懇談会の市民部会にも対応しています。

○大田区横町文化センター教養講座「多摩川探検」

99年5月から6月にかけて行った、座学とフィールドワークとを組み合わせた全8回の連続講座。

○その他（企業及び関係団体からの受託事業）

○河川生態学術研究会（REAG）

多摩川グループ 市民合同発表会事務局

3. 協力事業

○西暦2000年の多摩川を記録する運動 他

4. 刊行物

各事業の結果を記録・提供するため、報告集・記録集を発行します。また、定期刊行物により、情報を発信します。

○多摩川クリーンエイド'98記録集

（99年3月 600部発行）

○多摩川ふれあい教室'98レポート

（99年4月 800部発行）

○リバーニュース

（99年7月創刊 隔月 2000部発行）

○その他セミナーなどの記録集

5. 役員

代表 横山十四男（三多摩自然環境センター代表）

副代表 山道省三（全国水環境交流会事務局長）

顧問 小倉 紀雄（東京農工大学教授）

半谷 高久（東京都立大学名誉教授）

／MV研究所所長）

三田 鶴吉（立川市文化財保護審議会会長）

運営委員 北村 真一（山梨大学教授）

君塚 芳輝（淡水魚類研究者）

小菅 盛平（和光鶴川小学校教諭）

坂本 和雄（建設省京浜工事事務所工務課長）

辻野五郎丸（千葉大学講師／修景社代表）

林 公康（八王子市環境部環境保全課）

矢萩 隆信（多摩川水系自然保護団体

協議会事務局長）

応援団長 石田 幸彦（八王子ランドマーク研究会）

6. 多摩川センター第5期の収支報告

（1998年7月1日～1999年6月30日）

〈収入の部〉 ¥25,800,690（円）

〈前期繰越金〉 ¥ 0

〈借入金〉 ¥12,400,000

〈支出の部〉 ¥36,809,382

収入の部は、事業の受託、活動助成、寄付等による収入です。

支出の部は、多摩川センター運営に係る家賃、人件費、活動経費などです。

借入金は、NPO支援金融機関、支援して下さる個人からの借入です。

表7-① 多摩川センター 設立趣旨書

設立趣旨書

1. 趣 旨

東京都と神奈川県境を流下する多摩川は、首都東京を象徴する河川として、また市民の憩いの場として親しまれてきた。

近年、流域の都市化に伴い、多摩川は、治水、利水に加え、レクリエーションや自然生態環境や景観空間として、その価値が再確認されてきた。しかしながら、周辺に高密市街地を持ち、年間2000万人もの人が訪れる事から、多摩川の多様な生きもの環境や川らしい景観、歴史的土木施設等の保全と回復について課題や水質の悪化、ゴミの散乱等への対策が課題となってきた。

1997年河川法が改正され、河川管理の新たな目的として「河川環境の整備と保全」が加わり、将来の川づくりへ地域住民の参画が謳われることとなった。

このような背景にあって、多摩川センターは、1994年に市民有志で設立した任意団体として、「多摩川とその流域の自然・文化に関わる課題に対し、情報を熱め、発信し、多摩川と市民のより良い関係を築き上げる」ことを目的としてさまざまな活動を行ってきた。

その実績を踏まえ、「多摩川とその流域の自然と文化を次代に引き継ぐ」「市民と多摩川の関係の再構築」「住民や行政との交流を促進しつつ、環境保全、福祉、教育、防災等の諸活動を行う」ことなどを志すあらゆる人達との交流と連携等を図ると共に、自然と融合し共に生きる地域社会を形成する為に、さまざまな分野の人々が集い、ここに「特定非営利活動法人 多摩川センター」を設立するものである。

2. 申請までの経緯

1994年2月市民、行政関係者、専門家からなる有志によって、開設準備室を東京都国分寺市南町3-23-2小松ビルに設置1994年7月、正式に活動を開始した。

1994年2月～1998年12月	多摩川サロン	多摩川を巡る様々なテーマによる講師の話・勉強会(22回)を開催
1994年4月～1998年4月	多摩川クリーンエイド	多摩川及びその流域で市民、企業、行政が一体となって一斉清掃や散乱ゴミ調査を実施(5回)
1994年6月～1997年12月	多摩川セミナー	市民・行政・企業・専門家が立場を越え、学習、議論を行う
1995年～	運営委託	ふれあい教室の運営
1996年～		①「西暦2000年の多摩川を記録する運動」
1998年～	事務局	②「多摩川市民フォーラム」
1999年～		③「多摩川流域懇談会」
1994年～		各種刊行物の発行
1997年～		多摩川源流観察会との共同事業としての調査研究
1997年～1998年		流域市町村生態教育講座(大田区・世田谷区等3回)

1994年9月14日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人多摩川センター

代表者住所及び居所

神奈川県横浜市青葉区奈良町1670番地54

氏名

㊞

表7-② 多摩川センター 2000年度事業計画書

2000年度 事業計画書
〔自2000年4月1日～至2001年3月31日〕

特定非営利活動法人 多摩川センター

1. 事業実施の方針

平成9年度の河川法改正をもとに、河川管理者（国、自治体）と住民によるパートナーシップ型の川づくり、河川管理が施策化されている。

多摩川では1999年に多摩川流域懇談会が設立され、多摩川市民フォーラム、多摩川環境モニタリング等が共同プロジェクトとして実施されている。

多摩川センターでは、これまで実施した活動を承継すると共に、上記共同プロジェクトの事務局機能、調整を図る拠点として、次のような方針のもと、事業実施を行う。

方針

- ① 多摩川及び国内外河川に関する情報の収集と発信を目的に、情報誌の発行を行う。
- ② 多摩川に関わる人材の養成を目的として、フィールドワークを中心とした講座を行う。
- ③ 多摩川流域懇談会及び多摩川市民フォーラムの事務局として、合意形成に係わる企画、調整活動を行う。
- ④ 多摩川流域の住民、市民団体と協力して、河川環境調査等を行う。

2. 事業の実施に関する事業（非特定非営利活動に係る事業）

（単位：千円）

事業名	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支払見込額
・リバーレポート多摩川No.5の発行	9月	多摩川センター	48名	多摩川流域 650名	2,010
・多摩川学校の開催	6月～12月	多摩川全川	42名	多摩川流域 140名	2,235
・多摩川流域セミナーの開催	7・8・10・12・2月	多摩川沿川自治体及び多摩川府中市郷土の森府中地先多摩川	72名	多摩川流域 300名	2,883
・多摩川ふれあい教室の開催	4月～3月	多摩川全川	300名	多摩川流域 8000名	4,740
・リバーニュース紙の発行	1回／2ヶ月 年間6回	多摩川センター	48名	多摩川流域650名/回	2,560
・多摩川ふれあい教室年報作成	3月	多摩川センター	24名	多摩川流域 600名	1,700
・多摩川クリーンエイド記録集作成	3月	多摩川センター	40名	多摩川流域 600名	2,290
・多摩川河川環境モニター調査	5月・11月・3月	多摩川全川	30名	多摩川流域 600名	2,660
・西暦2000年の多摩川を記録する活動	5月・11月・3月	多摩川全川	90名	多摩川流域 120名	1,050
・多摩川流域シンポジウムの開催	5・12月	多摩川沿川自治体	16名	多摩川流域 500名	1,600
合計					23,728

II. 河川管理者による河川管理における市民参加の展開

(1) パートナーシップ型河川管理の経過

これまでの河川管理は、第2次大戦後まもなく多発した水害に対応し、その後の経済の高度成長を支えるための社会資本の整備として、水害防御を目的とした治水事業を優先させてきた。また、都市への人口集中は、下水道などのインフラ整備の遅れもあり、河川の水質汚濁などを進行させるとともに、市民の川への意識を遠ざけていった。河川改修によるコンクリート化、池や水路の消滅など、身近な自然、生物の減少は、市民生活における環境意識を顕在化させることにもなり、公害反対運動や、河川清掃やホタルなどの身近な生物の復活等、多くの市民による取り組みが全国に広がった。

一方、河川管理者にとっても、水害訴訟、河口堰やダム建設反対運動などが全国に広まるなかで、社会情勢に対応した治水、利水計画の見直しとともに、市民との新たな関係の構築が課題となってきた。平成7年に河川審議会により答申された「今後の河川環境のあり方」では、川を市民にとって身近な自然的環境とし、川や水を地域に密着した共有財産と捉え、その再生と関係の再構築を提言している。そして、(1)生物の多様な生息・生育環境の確保、(2)健全な水循環系の確保、(3)河川と地域の関係の再構築、が基本方針として示された。平成9年には、河川法が改正され、河川管理の目的に「河川環境の整備と保全」が加えられるとともに、川づくりへの「市民参加」がうたわれた。現在では、行政、住民、企業等とのパートナーシップによる川づくりが重要な課題となってきた。

「川づくり」をどう捉え、「パートナーシップ」をどう構築していくのか、それぞれの川で、地域でその実情にあわせ、これから検討していくことになる。すでに、川や水のフィールドを活用した「子どもの水辺」再発見プロジェクト、「あぜ道とせせらぎ」づくり推進事業等、各省庁が連携した事業や、学童の総合的学習への応用などが実施されている。

平成9年、「新たな水循環・国土管理に向けた総合行政のあり方について」河川審議会に諮問が行われ、平成11年には、(1)流域における水循環のあり方、(2)総合土砂管理、(3)川に学ぶ、(4)河川を生かした都市の再構築、(5)水・土砂災害の危機管理等の中間報告がなされた。さらに、平成11年から「経済・社会の変化に対応した河川管理体系のあり方について」が河川審議会に諮問され、市民参加、パートナーシップによる河川管理について具体的に審議されはじめた。

今後は、パートナーシップによる川づくりの展開は単に河川空間のみならず、地域やまちづくり行政、流域管理の重要なテーマになると考えられる。

1997年の段階では、河川管理者による主な市民参加の制度としては、表8に示すような制度が設けられていた。

表8 河川管理による主な参加制度

● 河川愛護活動支援制度比較整理表①

・建設省資料をもとに追加作成、山道、1997年

所 管	河川環境保全モニター	河 川 愛 護 モ ニ タ ー	ラ ブ リ バ ー 制 度	水辺の楽校プロジェクト制度
窓 口	建設省地方建設局	建設省地方建設局	建設省地方建設局	建設省河川局
責 任 者	工事事務所等（調査課長等）	工事事務所（調査課長、占用課長等）	工事事務所（調査課等）	“ ”
試 行 年	平成5年度	昭和50年	平成元年	平成8年
認 定 数	105水系、のべ200人（H 9）	542人（平成2年度）	138河川	112市町村（H 9）
対 象	1級河川指定区間外区間にについて （直轄）	ごみの不法投棄、流水、河川管理施設の異常を把握する必要のある河川（直轄）	一級河川又は二級河川（直轄・補助）市町村においても、河川環境保全の努力がなされている河川空間	全国河川で市町村対象
範 囲		設置区間及び員数は適宜定める 河川延長片側4km当たり1人を標準	河川愛護活動が実際に行われる区間	任意
認定資格	工事事務所長等の推薦	工事事務所長の推薦 公募を加える（新規）	河川愛護活動を継続的に実施している団体がある	申請に基づく 河川局長の認定
情 報 の 把 握	河川環境に関する情報の把握	河川の流水、河川管理施設の異常等の情報	—	—
情 報 の 把 握	河川の報 住民の報 情	河川法の規定に違反する行為 (ごみの不法投棄等)	—	—
啓 業	河川環境の保全と創出に関する地 域の交流・啓発活動	河川愛護思想の普及啓発	河川愛護団体の組織充実と拡大	河川での遊び、自然体験を推進する
目 的	治 水	—	愛護活動を通じて堤防の維持管理を行いう	—
管 理	河川環境の管理	河川管理施設の保全等、河川管理の強化	—	—
創 造	ハ ー ド	河川環境の保全・創出	—	河川の良好な維持と開いた水辺空間の形成
	ソ フ ト		アメニティの創造	川の達人制度によるサポート

● 河川愛護活動支援制度比較整理表②

	河川環境保全モニター	河川愛護モニター	ラブリバーアイテム	水辺の楽校プロジェクト制度
個人or団体 任 期	個人 1期2年以内 連続しての委嘱は原則として2期まで	個人 定めていない 当該河川の自然環境について、継続的に調査、観察を行っており、専門知識を有している	団体 なし 満20歳以上の心身とも健康で河川愛護に熱意を有している 河川に接する機会が多い、	市町村 なし なし なし
権 限	なし 当該河川の自然環境について、継続的に調査、観察を行っており、専門知識を有している	なし 満20歳以上の心身とも健康で河川愛護に熱意を有している 河川に接する機会が多い、	なし 満20歳以上の心身とも健康で河川愛護に熱意を有している 河川に接する機会が多い、	なし なし なし なし
委嘱条件 人間的条件 生活条件 地理的条件	当該河川に日常的に接している 活動エリアが広く、河川沿いに住んでいる	当該河川の近くに住んでいる	ボランティアとしての堤防の草刈り等河川敷等の、住民との植栽や花壇としての利用	水辺の楽校推進協議会を設置する 「川の達人」の設置による川遊び体験の指導
活動 監 助言・提言 創作活動	景観づくり 河川環境について継続的に観察を行う	視 河川環境の保全、創出に随時助言する	—	—

(2) 多摩川におけるパートナーシップ形成の提言

① パートナーシップではじめる「いい川」づくり

(1996年、流域交流懇談会)

1995年、多摩川や鶴見川、相模川を管理する建設省京浜工事事務所は、住民団体や学識者、行政担当者を交えた流域交流懇談会を設置し、「パートナーシップではじめる「いい川」づくり」の提言を委嘱した。

川づくりに関わるパートナーシップとは、どういう事かというと、これまで国や自治体による治水、利水目的の河川整備が行われてきたなか、河川は排水路化し無味乾燥な空間となった。この空間は、地域の自然、歴史、文化の宝庫であるとし、河川環境の視点から、川の整備を見直すべきだとの声が高くなかった。この背景には、先に述べた全国の活動がある。そして、川を整備する立場と川と一生つきあっていく立場の双方が納得する川づくり、川の保全についてどのようなプログラムを持つべきかを、検討することにあった。1996年、その報告がなされ、今後の取り組みとして、表9に示すような方策の提言を行った。

ここでいう方策1の「緩やかな合意形成の場づくり」として「流域懇談会の設置」は、それぞれ日常的に交流し、情報の公開、ヒトとの交流などを通じて、これまでの一方的な計画の提示による技術的、感情的なトラブルを解消し、双方の信頼関係を築こうとするもので、パートナーシップ形成の前提となるものである。方策2は、「自立し継続する活動拠点の整備」として、「流域活動センター」の設置を謳っている。この時点では既に鶴見川では「バクハウス」(1997年)、多摩川では「多摩川センター」(1994年)といった市民活動の拠点が市民により設立され、活動している状況にあった。

また首都圏の中でも荒川、相模川でも同様の動きがあり、その活動は表10に示すようであった。

表9 「パートナーシップではじめる〈いい川〉づくり」の提言

提言書の概要

提言の背景

●多様な市民ニーズの高まり

- ・きめ細かな管理の必要性
- ・利用調整の必要性

●3河川の取り組み

- ・市民のネットワークの形成(多摩川センター、鶴見川流域ネットワーキング、市民ネットワーキング・相模川)
- ・先進的河川行政(河川環境管理基本計画、総合治水対策等)

●河川審議会答申「今後の河川環境のあり方について」の基本方針

- ・生物の多様な生息・生育環境の確保
- ・健全な水循環系の確保
- ・河川と地域の関係の再構築

〈いい川〉を育むしくみづくりの展開

1 現状認識

- 治水と利水機能への特化
- 川の自然環境の減少
- 市民の川離れと川の歴史・文化の衰退
- 川の利用の多様化と市民活動の台頭

- ・川の自然環境へのダメージの増大
- ・川への多様なニーズによる利用者間のトラブルの増大
- ・市民活動が個々に行われており上下流の交流が不活発
- ・自治体の個別整理が多く流域での調整・連携が不十分
- ・市民と行政の相互理解のためのコミュニケーションが不足



2 〈いい川〉を育むしくみづくりに向けて

1) 〈いい川〉とは

- ・〈いい川〉とは多様な価値を見いだし、良好な状態を目指して取組みを続けていく川である。
- ・川には固有の名称があるように個性があり、その姿は一つに限定されるものではない。
- ・流域の人々に〈いい川〉のイメージが互いに共有され、大切に守り育まれていく川である。

2) 〈いい川〉を育むために

- ・流域の様々な立場の人々が互いに〈いい川〉のイメージを描き語り合い〈いい川〉づくりに参加していく。
- ・川にかかわる市民(団体)・企業・自治体・河川管理者の協力・信頼関係を築きともに連携する。
- ・市民(団体)・企業・自治体・河川管理者の連携で取組むプロセスを大切とする。

3) しくみづくりに向けて

- ① 現状の川について共通認識を持ち信頼関係を築く
- ② 〈いい川〉のイメージを互いに共有する
- ③ さまざまな分野との協力関係を築く
- ④ いい川を育むしくみをつくり、役割を担う
- ⑤ 〈いい川〉のイメージを実現するために四者の連携で行動する

3 〈いい川〉を育むしくみづくりに向けての課題

- ① 話し合いの場の必要性
- ② 情報の公開・共有
- ③ 活動支援・人材育成
- ④ 活動資金等の確保

4 しづみづくりに向けての提言

基本姿勢

提言1

川づくり・流域づくりにかかる市民（団体）・企業・自治体・河川管理者のパートナーシップの構築

(1) パートナーシップの必要性

しづみづくりに向けての課題を解決するために、四者のパートナーシップによって実践していくことが不可欠である。

- ・市民（団体）・企業・自治体・河川管理者が川・流域にかかる様々な活動（啓発・実践・教育など）を活性化する。
- ・四者それぞれが各セクター内での交流を深め連携を強化する。
- ・四者相互の信頼関係を基礎として連携・協調を推進する。

(2) パートナーシップを築く条件

① 四者相互の信頼関係構築の視点から

- 公明性の確保のための情報公開
- 誰でもが気軽にアクセスできる開かれた状態
- 関係者の合意によって柔軟に対応
- それが果たすべき役割の実行

② 「いい川」づくりの視点から

- 水系・流域の視点で活動の企画・運営・調整
- 川にかかる情報を相互に収集・提供
- 相互の資源（場・情報・人材・資金等）交流
- 川で生じるさまざまな問題への対応窓口
- 水の利用者、広い視野

目標

提言2

パートナーシップを実現する5つのしづみ

「いい川」づくり推進システムの実現

「いい川」づくりを推進し、四者のパートナーシップを実現する「いい川」づくり推進システム

- 合意形成システム
 - ・市民（団体）・企業・自治体・河川管理者四者が恒常的に話し合う場の設置
- 情報システム
 - ・川、流域にかかる様々な情報（行政情報、市民情報等）を総合的に収集管理・公開するしづみ
- 人材育成システム
 - ・市民の自発的・自立型の活動をサポートするための川のコーディネーター育成・派遣
- 資金システム
 - ・自前の活動資金の確保と自発的な市民活動の支援
- サポート集団の形成
 - ・様々な役回りでそれぞれの仕組みを支える人々、他の4つのシステムを結びつけ、一つの全体システムとして機能させる要

取り組み

提言3

「いい川」づくりを実現する具体的な3つ方策

緩やかな合意形成の場づくり 「流域懇談会」の設置

- ・四者の緩やかな合意形成の場とし、議論は公開を原則とする
- ・四者の協力関係を築き、積み上げ、継続させることを目指す

自立し継続した活動拠点の整備 「流域活動センター」

- ・川づくり・地域づくりの情報を受発信する
- ・「いい川」を担う人々の交流サロン・意見交換の場
- ・市民（団体）・企業・自治体・河川管理者をつなぐコーディネーター
- ・市民の日常的な活動拠点「暮らしの水辺」とネットワーク
- ・市民活動への資金支援

市民（団体）による「いい川」づくりの実践 市民活動活性化、支援事業の創設

- ・市民（団体）の日常的な活動を通じての調査事業
- ・川の学習促進事業
- ・自主的な川の利用調整を行う制度の運用
- ・市民参加による環境保全活動促進事業

● 流域交流懇談会のメンバー

(五十音順)

- 岸 由二 慶應義塾大学経済学部教授
久保田 勝 建設省京浜工事事務所長（第3回まで）
窪 田 陽一 埼玉大学工学部教授
斎 藤 正勝 河川環境管理財団常務理事
高 木 希世子 ジャーナリスト
武 内 和彦 東京大学アジア生物資源環境研究センター教授
田 代 正美 (社)経済団体連合会社会貢献部課長
谷 本 光司 建設省京浜工事事務所長（第4回から）
宮 口 同 迪 早稲田大学教育学部教授
座長 横 山 十四男 東京家政学院大学人文学部教授
靈 山 智彦 読売新聞編集局解説部次長
- 事 務 局 建設省京浜工事事務所
(財)河川環境管理財団

● 開催経緯

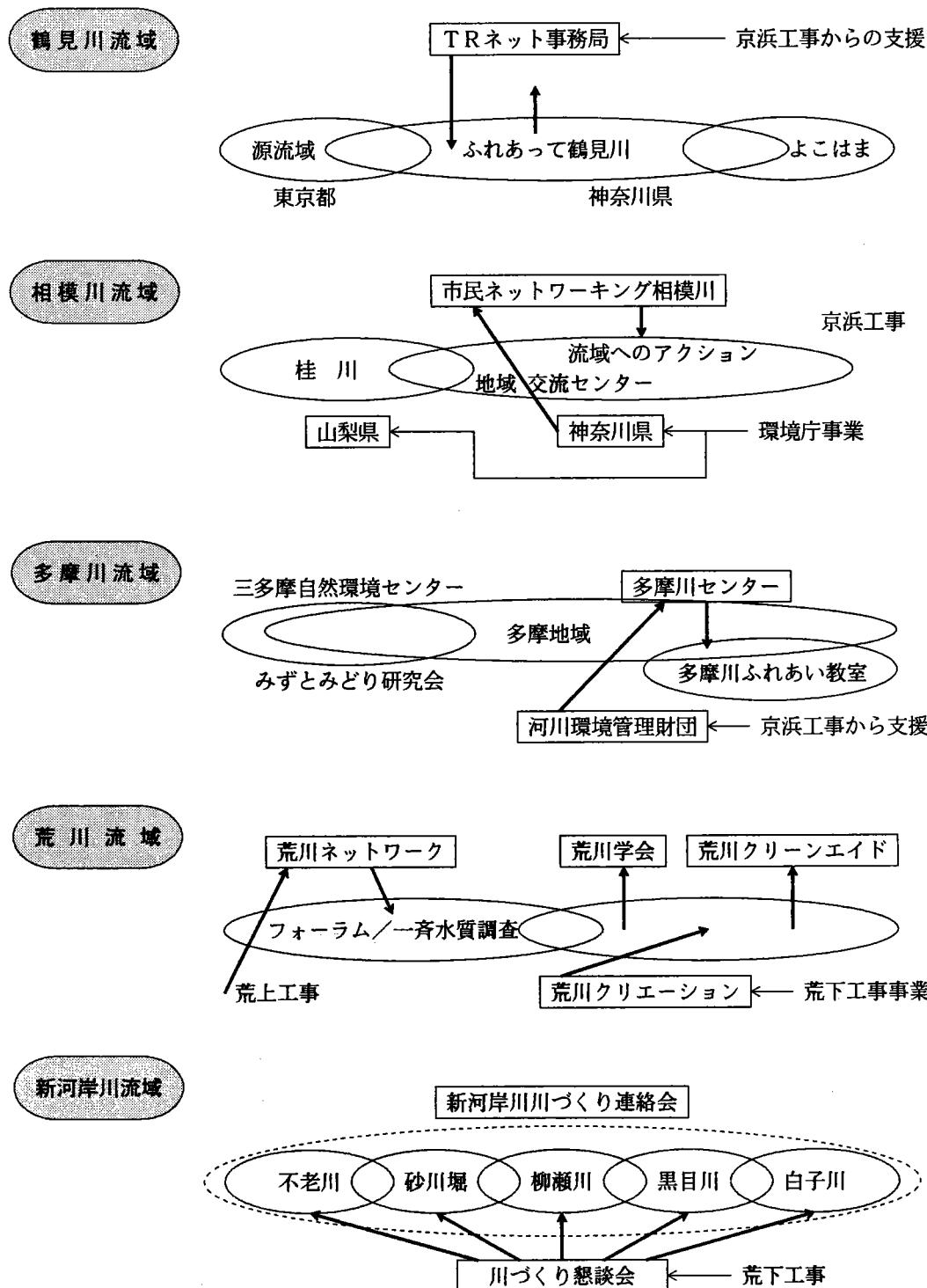
	実 施 日	主 な テ ー マ
第1回	平成7年1月30日	懇談会開催主旨 「いい川」とはどんな川
第2回	平成7年3月24日	「いい川」とはどんな川 「いい川」のキーワード
第3回	平成7年6月5日	多摩川現地視察 多摩川を育む人々と望ましいしくみづくり
第4回	平成7年8月18日	相模川現地視察 鶴見川現地視察
第5回	平成7年10月30日	3河川の「いい川」づくりに向けての課題 3河川の「いい川」づくりのしくみづくりにむけての可能性
第6回	平成8年1月16日	懇談会提言書（素案）の検討
第7回	平成8年3月5日	懇談会提言書の提出

表10 首都圏の河川における市民団体の活動概要

(山道・大沢 1996)

項目	多摩川	鶴見川	相模川	荒川
関連市民団体の連携	・多摩川センター	鶴見川流域ネットワーキング	市民ネットワーキング・相模川	あらかわ学会
事務局	・多摩川センター 0423・26・5135	・230クラブ新聞社 045・311・2309 ・パクハウス (第2事務局) 045・545・9712	・アリスセンター 045・212・5835	・あらかわ学会事務局 03-3598-2133
設立趣旨	多摩川とその流域の自然・文化に関わる課題に対し、情報を集め、発信し、多摩川と市民のよりよい関係を築きあげる	流域の地図を共有し、21世紀の地球暮らしを目指す鶴見川流域人の流域交流を名のり、市民相互の連携や市民・行政のパートナーシップ活動を積極的に行う	相模川を愛する人々に、交流と情報交換の場を提供し、共に相模川をよりよくするために行動し、豊かな河川環境と、流域文化を未来に引き継いでいく	荒川に関する調査・研究 ・活動の報告、情報の交換、親睦の場とし、荒川(流域)に関する学術、文化等の探究を行い、荒川に集う人々の健康で文化的な生活の実現に資すると共により良い川づくりに貢献する
共有化の方 ①情報の共有化と活用方法 ②体験の共有化	①会報の発行(現在、会報発行の合同化、一体化を実施中)。 多摩川サロン、多摩川セミナーを通して共有化を進めている。 ②多摩川クリーンエイド(一斉清掃)、多摩川レンジャー養成講座等の実施	①「流域人」発行、各団体ニュースの相互交換。 世話人会/鶴見川流域懇話会での議論 ②各団体の活動それぞれの活動事業への参加協力 ・共同事業イベントの実施 ・世話人会での呼びかけ ・団体事務局の引き受け	①会報「相模川通信」の発行、情報の収集提供。 マップづくりを通じた相模川に関わる人々、団体間での交流の推進、支援 ②共同事業(一斉清掃、水質調査)の実施	①活動・研究発表会(年次大会)、学術講習会、講習会、見学会、等の開催会誌「あらかわ学会」の発行及び図書の刊行 ②荒川に親しむための事業調査及び研究 等上記①、②における個人参加、協力(資料提供)等
協同事業の運営の仕方、協力体制	・多摩川ふれあい教室、多摩川源流学校などの共同事業を始めている。 ・情報収集活動(映像資料、住民アンケート等)の共同事業を検討中。	・行政への提案による協力依頼(クリーンアップ作戦) ・行政への提案による事業化(いきいきセミナー) ・事務局を介しての各市民団体間での協力	・各団体が主催するイベントの日程集約化 ・一斉清掃イベントの開催	・協同事業は無し ・運営(理事会、企画総務委員会)、活動への行政からの個人参加 ・事務局に対する行政の協力 ・各委員会の活動に関する相互協力(人的支援、情報提供等)
①市民との交流意見交換の場 ②行政の信頼関係の築き方	①多摩川サロン、多摩川セミナー、多摩川クリーンエイド、多摩川の源流を訪ねる会等を通じて交流。 ②共同事業を通じて情報の交流化を図る。	①鶴見川流域懇話会/鶴見川意見交換会等 ・流域懇話会での意見交換(提案機会の設置) ・イベントの実行委員会等を通じての交流 ②共同事業を通しての情報、成果の共有化(いきいきセミナー、ふれあって鶴見川、クリーンアップ作戦)	①相模川フォーラムの開催 各団体主催の活動への相互参加 ②相模川ネットワーク立ち上げに対して we Love 相模川実行委員会が支援	①事務局窓口(知水資料館内)としてや図書の刊行等に対する行政の協力(広報、買い取り等)、活動への参加、相互協力 ②運営、活動への参加を通じての相互の人的協力、情報の交流
活動資金	・会費なし ・調査事業の受託 ・寄付金 ・多摩川センター応援団結成 ・河川整備基金助成 ・とうきゅう環境浄化財団からの寄付 ・地球環境基金助成	・入会金、会費なし ・助成金による新聞発行発送 ・各イベントは行政との共同事業(費用負担は行政) ・河川整備基金助成 ・横浜市環境保全活動助成金 ・横浜市等よりの生物調査協力(受託調査) ・各団体は会費等で運営	・we Love 相模川実行委員会からの支援 ・会費(正会員、賛助会員、準会員) ・河川整備基金助成	・会費(年会費 - 2,000円 1個人、1家族 10,000円 法人・団体 賛助会員は、 1口20,000円) ・寄付金 ・河川整備基金助成(年次大会の開催)

首都圏河川の市民活動ネットワーク情報



引用文献：「新河岸川フォーラム'76」（1997年5月）
「新河岸川流域総合治水対策協議会」資料より引用

② パートナーシップによる河川管理に関する提言

(荒木・山道・大沢・1999)

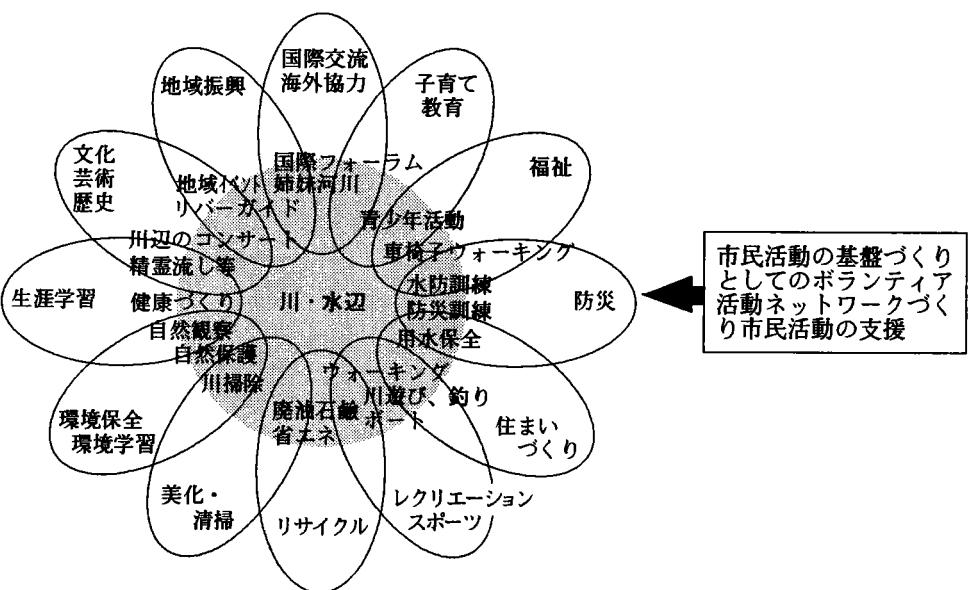
(1999年、パートナーシップによる河川管理のあり方に関する研究会)

この研究会は、行政と市民が河川管理を役割分担し、共働しながらいい川づくりをめざそうとして発足した。その考え方として、市民と行政が協力・連携してかわづくりを進めるにあたって、各々が川にどのように関わっているか、またどのように川を捉えているかを再確認することからはじめる必要がある。そこで、川に関わるさまざまな主体の存在を確認し、その関わりの現状を明らかにし、川づくりにおけるパートナーシップのあり方を提言する。

■市民のかかわりから川をとらえ直す

従来行ってきた河川管理の対象としての河川だけではなく、水系でつながっている水路や池、海なども市民の目からは同じ川・水辺である。市民の川へのかかわりは様々であり、地先レベルの取り組みから全国レベルでの市民交流や市民・行政間交流まで重層的に行われている。このような市民の視点を軽視したために、回避できたかもしれない川のあり方をめぐる対立も現出している。パートナーシップによる川づくりは、生活者の目からも川を見ることが必要であり、市民、行政が互いに双方の立場に立って川をとらえることが不可欠である。

◎川にかかる多様な市民活動



■河川管理の内容を広くとらえ直す

市民の川とのかかわり方を踏まえて、パートナーシップによる川づくりを考える際には、これまで行ってきた河川管理にとらわれず、もっと広い内容としてとらえ直すことが必要である。具体的には、管理項目としては事実管理（調査・計画・設計・工事、施設の維持管理・巡

視等) や水防活動、愛護活動に加え、快適な生活環境の改善、緑地の維持管理など様々な流域の環境づくりや福祉、環境学習などの水辺の利用等多様な視点でとらえ直すことが必要である。さらに、これまであまり議論されてこなかった川のビジョンや川づくりの基本方針などについても、パートナーシップで検討していくことが求められる。

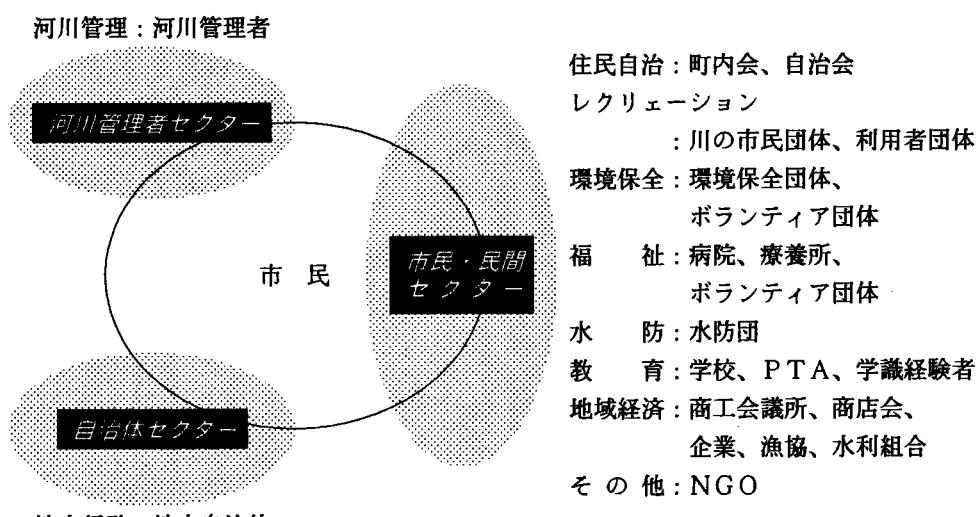
そして、従来の河川管理及び新たな川づくりの内容も含め、市民と河川管理者、自治体とで役割を見直すことも必要になってくる。

■川づくりのパートナーをとらえる

川づくりにおける望ましいパートナーシップ（共働関係）とはどのようなものであるか、そのあり方について考える際の前提（土壌）として、主体（誰が）、目的（何を目的として）、前提条件（どのような条件で行うのか）があげられる。流域はいくつかの地域から構成され、それぞれの地域には地域の川に関わる多様な主体（それぞれの目的を持つ集団）が存在する。従って、川ごと、地域ごとに目標が違い、これに合わせて適切なパートナーを見つける必要がある。そして、これらの主体が川づくりに参加し、いわば地域ぐるみの川づくりが行われることが大切であると考える。川づくりに関わる主体として次のような人々が考えられる。とりわけ、自治体は市民に身近な存在であり市民と河川管理者の仲介者でもあり得る。

ここでは様々な非営利の組織を市民・民間セクターとする。

◎川づくりと関係する地域の主体の例



*川づくりにかかる主体

- **市民・民間セクター**：市民主体で運営される様々な非営利組織、および地域経済を担う団体とそれが運営する公益的組織
- **自治体セクター**：地方自治体及び関連組織
- **河川管理者セクター**：河川管理者

■パートナーシップで川のビジョンを共有する

川づくりの課題は、川ごとに多様であり、将来のビジョンも川ごとに異なる。パートナーシップによる川づくりは、従来の河川管理の枠を越えて幅広いテーマで、先に示した多様な主体の協力・連携で進められる。各主体を構成するのは様々な目的や運営形態を持つ団体であるため、その川のビジョンについて議論し、共有することからはじめることが重要である。そして、それぞれがそのビジョンの実現に向けて自発的に、あるいは共同して諸活動を展開するためには、地域全体として緩やかなネットワーク（複合体）が形成されることが望まれる。このような流域や地域で川のビジョンを共有しながら、個々の川づくりにおいて、より具体的なパートナーシップを重層的に築くことが求められる。

■パートナーシップの川づくりを段階的にとらえる

川づくりにおけるパートナーシップを考えるにあたっては、パートナーシップが社会的制度として確立していないわが国においては、当面「友好的な協力関係」という程度の広い解釈を行うことが望ましい。そして、本来的なパートナーシップの成立条件が整うまでの間にいくつかの段階を考えることが得策である。川づくりにおけるパートナーシップの段階は様々なとらえ方ができるが、ここでは行政のパートナーとしての市民の川へのかかわりからとらえてみる。

初步段階は、市民の自発的な川へのかかわりは見られるが、市民相互の交流がほとんどみられず、行政側の啓発や事業への市民参加などが行われている段階である。行政の枠組みの中での市民参加ではあるが、市民相互の交流や意識の活性化を通じて、市民のグループが生まれる可能性がある。

次に川にかかる市民団体がみられるが個別に活動が行われており、団体間の交流がまだない段階である。行政の呼びかけで市民団体相互の交流が生まれる可能性がある。

次の段階は、多様な市民団体が相互に連携して自発的に川にかかわって活動している段階である。行政は市民団体を一定の基準・規制で支援している場合が多い。市民団体は運営上行政から独立しているが、課題解決については行政に依存する場合が多くみられる。

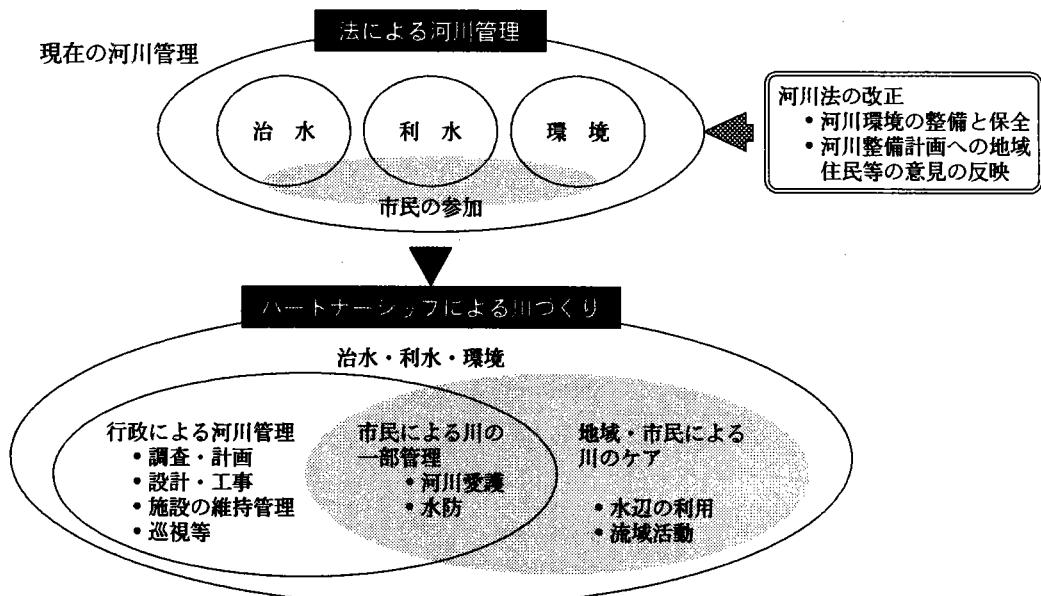
さらに次の段階では、重層的な市民団体のネットワークが、自立して相互に連携した活動を行っている段階である。市民と行政が相互に役割を認め合い相互に補完し合っている。また、河川管理の中で行政との契約関係によって市民が公共的な業務を委託されている場合もある。さらに、市民団体が専従職員を持ち自主財源に基づいた活動を行っており市民団体間の協力関係も形成されている。

■川づくりのプロセスから取り組む

良好な環境を維持し持続可能な地域社会を実現するために、流域や水循環を視野においた河川における環境への取り組みが期待されている。この河川環境の保全と整備は、これまでの河

川管理ではとらえきれない池・水路・海といった空間的広がりや緑地・農地など流域での環境保全や水辺利用といった内容をも包含した取り組みが必要となる。そのためには、従来のような管理の対象が決まった取り組みではなく、ともに川を見て歩き、課題を発見し、解決方法を模索すると言った、いわば川づくりのプロセスから始める必要がある。

これから川づくりは、流域や地域の水循環を視野に入れながら、市民、自治体、河川管理者がパートナーシップを發揮することによって、川づくりの方法や進め方についても互いに知恵を出し合い、工夫し、実現に向け互いに役割を分担しつつ協力連携して取り組むというプロセスを大切にした川づくりが重要である。



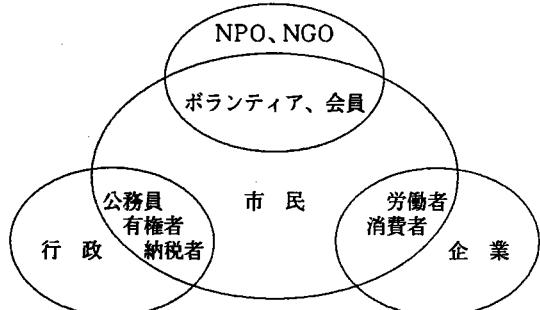
*一般論としてのパートナーシップとは：

行政と市民の共同で事業を行おうとするとき、責任主体のあり方が重要なとなる。責任の所在によって「参加」と「協働（パートナーシップ）」が区別される。原則的には「参加」の場合は主たるものは行政であり、「協働」の場合はともに対等な関係であり同等の責任を負うことになる。しかし、現実問題として、資金力や情報量などの面からして行政と市民の差異は否定できず、対等な関係は成立しがたいことに留意する必要がある。

一般的にパートナーシップにかかる主体を行政、企業、市民（NPO）の3つのセクターに分けてとらえられる。この場合、いわゆる一般市民は3つのセクターにかかわっていることになる（「NPO基礎講座」早瀬昇氏作成）。

*市民と行政によるパートナーシップは一般的には次のような条件が前提となる。

- ・パートナーシップとして各セクターが成熟（自己確立）していること
- ・差異をこえて対等の立場に立つこと
- ・関係者の合意によって柔軟に対応すること
- ・公明性を確保するため相互の関係が公開されていること
- ・それぞれが果たすべき役割を責任をもって実行すること



■パートナーシップから見た河川管理の今後の課題

現在行われている市民と行政による川への取り組みをパートナーシップの視点から見ると以下のような問題点が指摘できる。

日常的な河川管理の中では、河川の領域や管理区域についてのとらえ方が市民と行政ではズレがあり相互に理解するための機会が不足している。河川管理者と自治体間や河川管理者間での情報交流・連携が不十分で、市民対応が十分に行われているとはいえない。市民センターにおいても、市民団体間の情報交流や連携活動が十分に行われているとはいえない。結果として官民双方の交流窓口がなく、日常的な情報、人的交流の機会が少ない。さらに、川の将来像についてお互いのビジョンが共有されておらず、共同の取り組みのきっかけがつかめない状態にある。また、行政側は人事異動等があるため、情報や交流のストック等が途切れる場合があり、せっかくできつつある関係も継承しにくい。

事業実施時には、行政側の事業内容や事業スケジュールが市民に伝わっておらず信頼関係の基盤としての情報公開、周知が不十分である。また、計画策定にあたっての住民参加の機会が十分でなく、事業実施にあたっての市民との役割分担や協力のあり方についてのしくみが確立されているわけではない。さらに、事業後のモニタリングが十分に行われておらず、市民からの不信感を招く結果ともなっている。

このようなパートナーシップの観点から見た問題点を今後解決していくためには、次の3つの課題を市民、行政双方が改善に向けてともに取り組んでいく必要がある。

○コミュニケーションづくり

川づくりは、工事のみならず長期の時間を要するものであり、日常時、事業発生時を含め様々な機会をとらえて、行政間、市民間、行政・市民間で積極的にコミュニケーションを行う必要がある

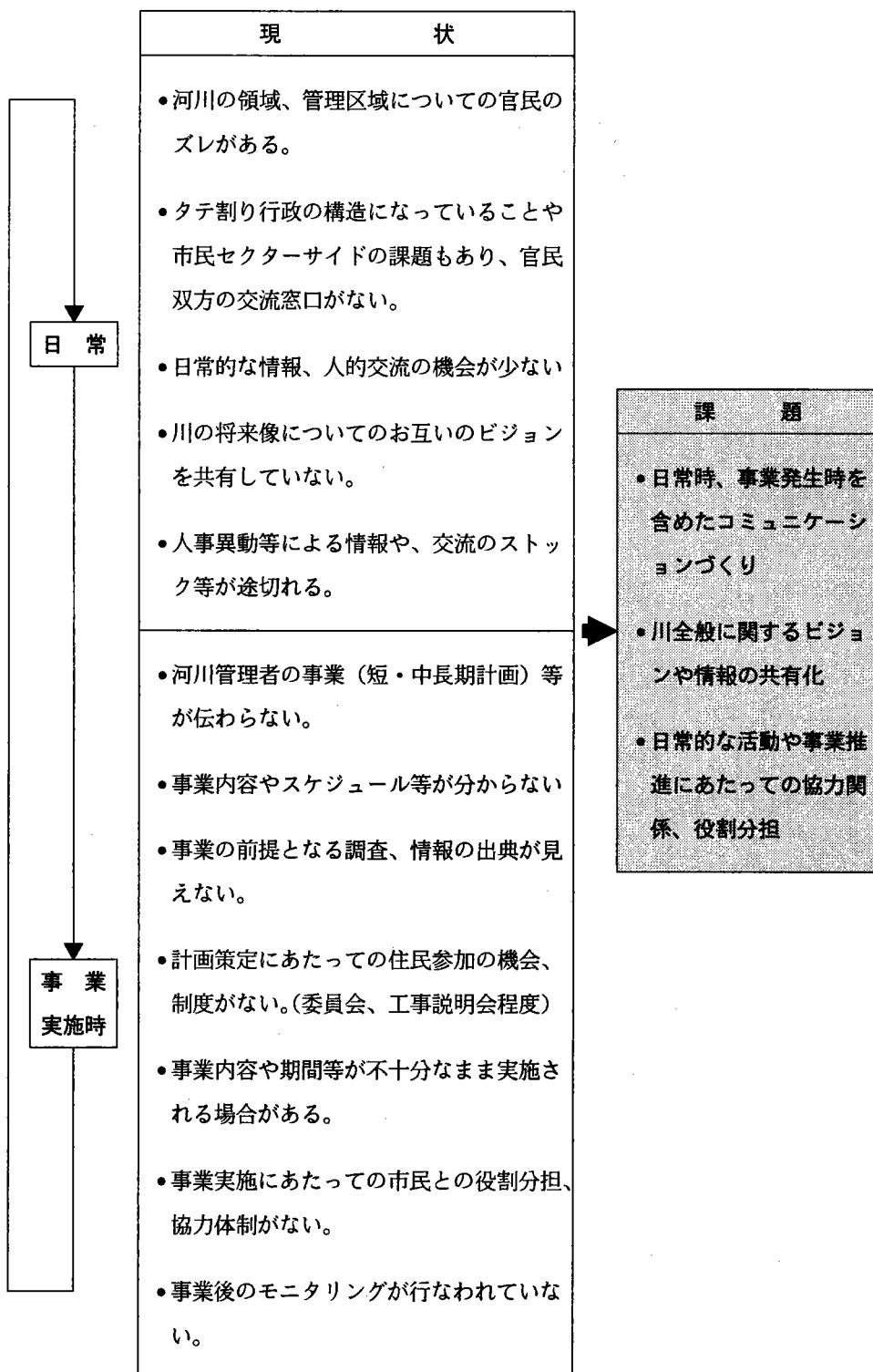
○情報・ビジョンの共有

川・流域全般に関する情報やビジョンの交流・共有化を進める必要がある

○役割分担・協力体制づくり

日常的な活動や管理において、また、計画策定や事業推進にあたっても互いに協力し合い役割を分担するしくみをつくっていく必要がある

◎パートナーシップ形成の現状と課題



■パートナーシップをすすめる上での視点

これまでの河川管理の現状と課題を踏まえ、今後のパートナーシップにおける川づくりを推進するためには、次の3つの視点が重要である。

○ 日常的にコミュニケーションを行う

これまでの河川管理者と市民の間は必ずしも十分な信頼関係が築かれていたとはいがたく、相互のコミュニケーションが十分ではなかったことをまず反省する必要がある。パートナーシップの基本はパートナー相互の信頼関係であり、そのために市民相互や市民と行政との日常的な情報公開を前提としたコミュニケーションが不可欠である。このコミュニケーションの回路が様々なレベルで開かれていることがパートナーシップを推進する上できわめて重要となる。のために、市民相互、市民と行政とが日常的なコミュニケーションから、川づくりにおける話し合いや合意形成に至るまで、様々な参加の機会をつくるとともにコミュニケーションを積極的に図っていく。

○ 行政・市民ともに学習するプロセスを組み込む

川づくりにおけるパートナーシップはまだ始まったばかりであり、行政、市民双方にとっても実験的段階にある。このような段階では、市民、行政がともに実践を通じて互いの役割や立場を学習し理解する機会をつくることやプロセスを共有することが重要である。その過程では、学習効果によって、相互に影響しあい、それぞれが自己変革を生むこともある。そのため、行政と市民が一緒に取り組む活動や事業を工夫し、協働する。

○ ひとつひとつ着実に実践し、継続し、広げていく

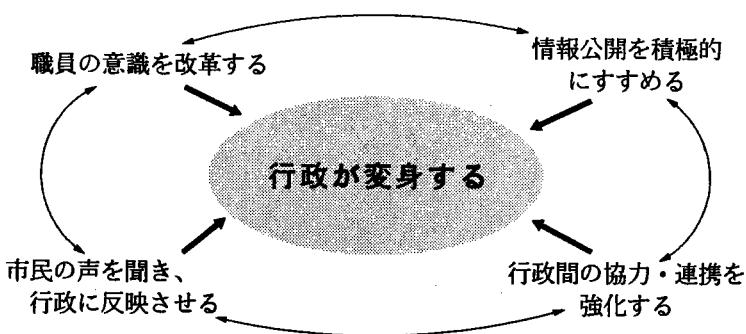
全国の河川で様々な取り組みが行われているが、川ごとに直面している課題は千差万別である。どのような関係者が、どのような方法で取り組んだらよいかという手法・プロセスを川ごとに見いだしていくことが重要であろう。そこで、関係者が課題を発見し、ともに共有し、議論を重ね、ビジョンと目標を掲げながら、現場に照らして一步一歩着実に実践していくことが望まれる。そして、将来の目標に向けて現在の活動を継続し発展させていくことができるようすめ方が必要である。

■パートナーシップ推進のための基本方向

パートナーシップでの川づくりは様々な考え方がある。ここでは、パートナーシップをすすめるための視点を踏まえ、既存事業や制度および既に提案されている事業などを基に、今後のパートナーシップによる川づくりを推進していくための基本的な方向を示す。

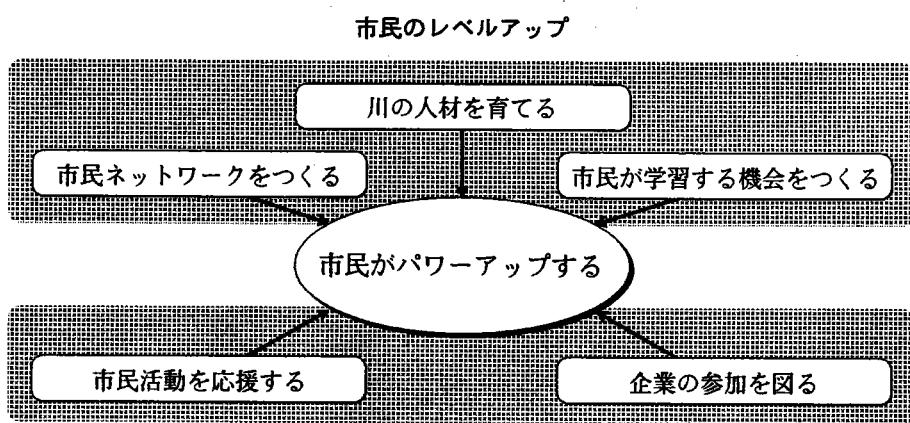
○ 基本方向 1 行政が変身する

- ・川に関する多種多様な市民が存在し、行政にとってこれらの市民への対応は必ずしも十分とはいえない。市民の様々な活動に積極的に参加し、内発的に意識改革を行うとともに、市民の声に耳を傾け行政へ反映させる努力が求められる。
- ・河川管理者と自治体との連携も十分に行われているとはいえない。行政間連携を強化するとともに、相互協力して情報提供や市民ニーズの把握や協力の仕方を改善していく。



○ 基本方向 2 市民がパワーアップする

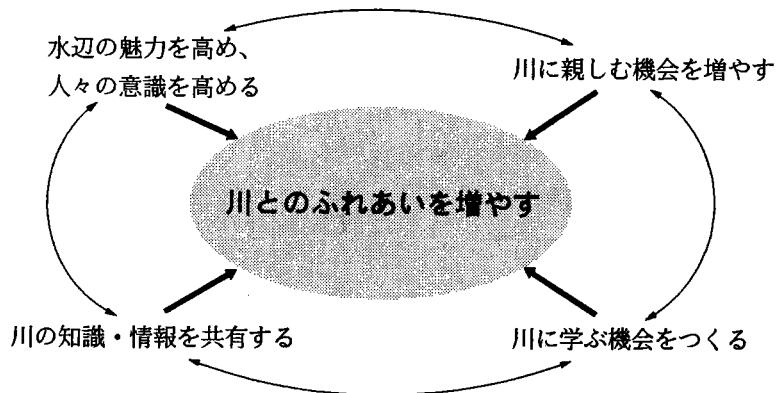
- ・パートナーシップによる川づくりにおいては市民・民間セクターのパートナーとしての主体形成と活動力とが重要な鍵となる。そこで、現在行われている市民活動を河川管理の中に位置づけ、企業の参加も得ながら公共性のある市民活動に対して河川管理者・自治体が応援する。
- ・市民相互の連携や協力を通じて、市民自らが自立し継続して活動できるようパワーアップする。



市民活動のサポート

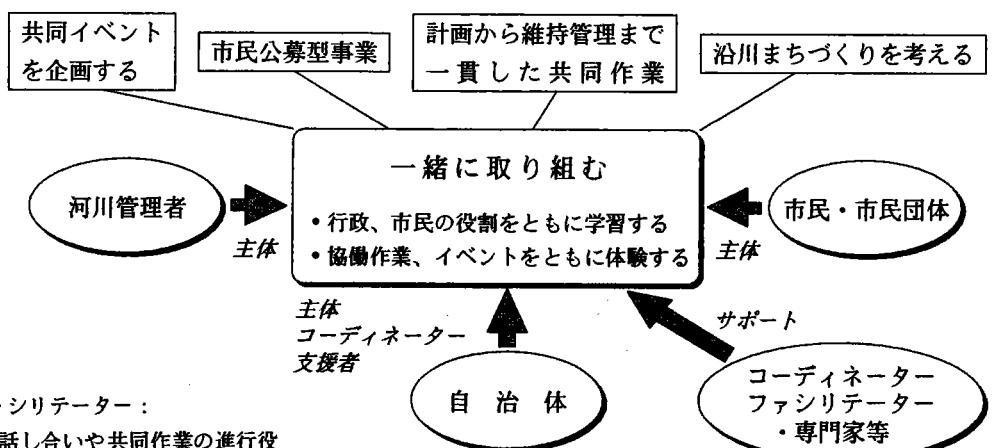
○ 基本方向 3 市民と川とのふれあいを増やす

- ・川に親しむ機会を増やし、水辺の魅力を高め日常的に市民が川にかかわる様々な機会を創り出すことを通じて、川への関心を高める。
- ・日常的に市民が川に関わることを通じて、川を知り川に学ぶことが重要である。川を知ることを通じて市民相互、市民と行政間のコミュニケーションを円滑化させ情報を共有する。



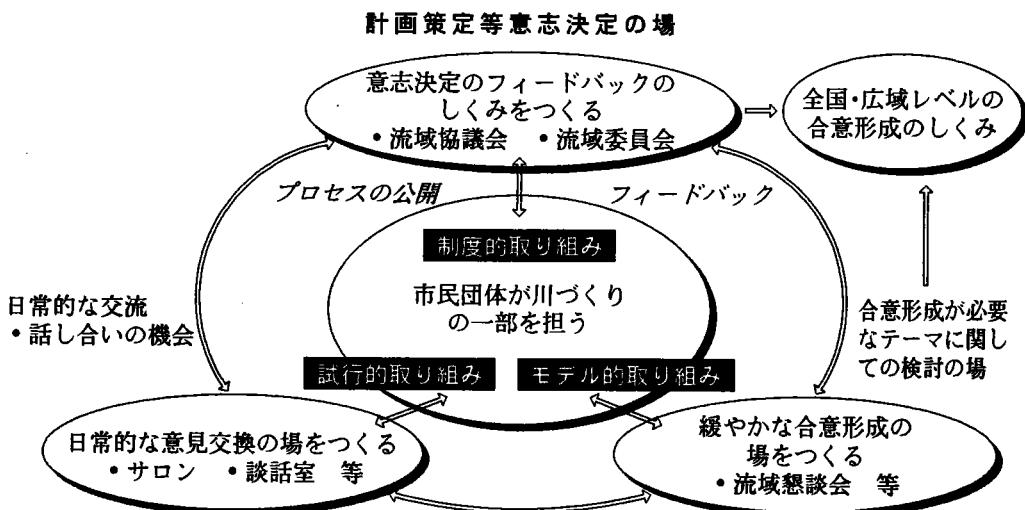
○ 基本方向 4 一緒に取り組む

- ・市民と行政の共同作業や活動を通じて、情報のやりとりや作業の進め方、それぞれの役割を学び合い、信頼関係をつくるきっかけとする。
- ・市民と行政による共同イベントや市民公募型事業、共同事業を実験的に試みたり、流域、沿川自治体も参加して川と川沿いの地域のまちづくりをともに推進する。とりわけ、自治体は共同事業のパートナーとしてだけでなく、河川管理者と市民とのパイプ役でありまた支援者としての役割が大いに期待される。
- ・場合によっては、専門家が仲介者（コーディネーター、ファシリテーター）として参加する。



○ 基本方向 5 市民が川づくりに参加するしくみをつくる

- ・パートナーシップによる川づくりは、実験的・試行的な取り組みが計画策定など制度的に認知された取り組みまで、様々なレベルで実践されることが期待される。そのために、各川で市民と行政との日常的な意見交換のレベルから、テーマによっては議論を行い合意形成や意志決定を行う場まで、市民が川づくりに参加できる機会が必要となる。
- ・日常的な学習の場・話し合いの場を用意することで、市民相互、市民と行政間の日常的な交流や意見交換のなかから互いの信頼関係が築かれ、計画づくりへの市民参加もスムーズになる。
- ・このしくみが形骸化しないためには、合意形成、意志決定されたことが話し合いや学習の場、市民による川の管理現場へフィードバックされるしくみが重要であり、そのプロセスの公開が不可欠である。
- ・そして、これらのしくみが重層的、効果的に機能することによって、日々の市民活動が川づくりにおいて公共的な役割を担うことができる。
- ・また、各河川での取り組みが情報交換され、全国や広域レベルでの合意形成や制度的検討、政策提案などを行うことのできる場の設置も望まれる。

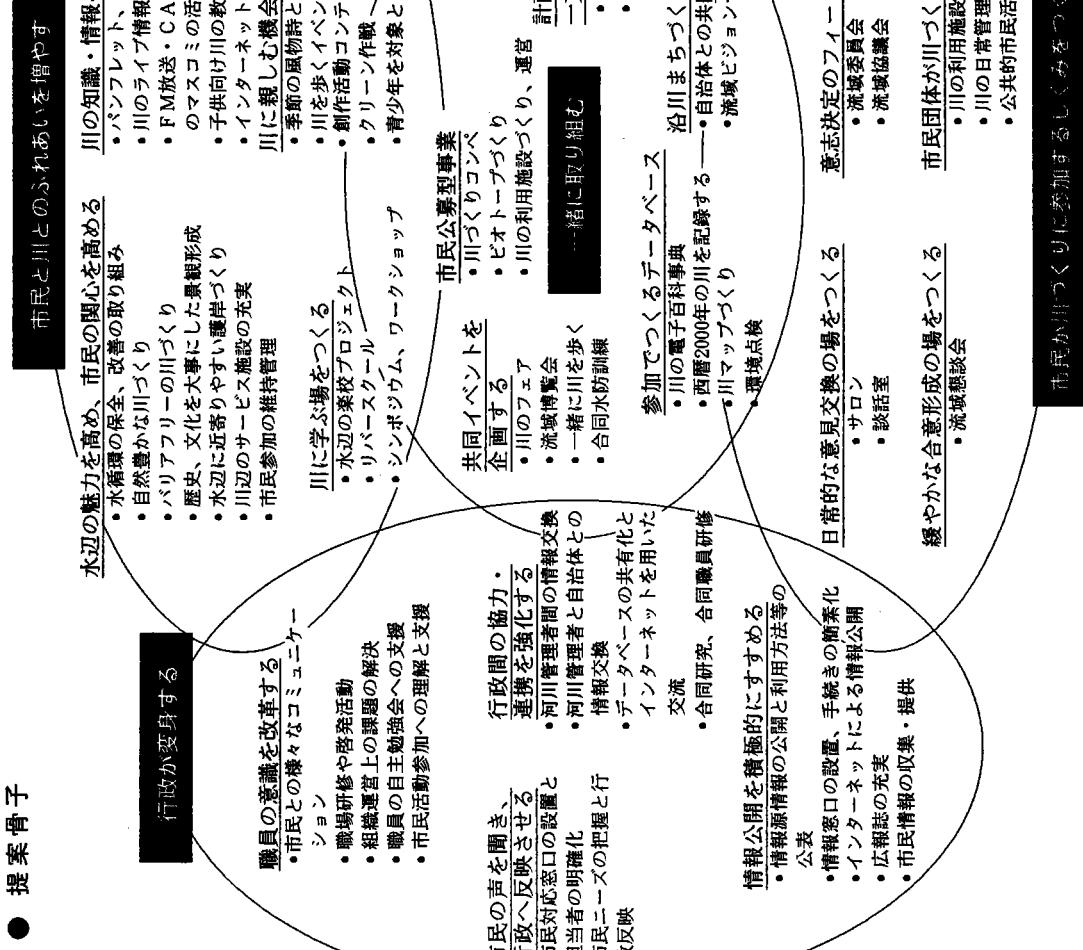


■ パートナーシップで取り組む川づくりに向けて

パートナーシップによる川づくりは、先に示した視点である「日常的にコミュニケーションを行う」「行政・市民ともに学習するプロセスを組み込む」「できることから実践し、継続し、全体に広げる」に立って、5つの基本方向を目指して、川ごとに市民、自治体、河川管理者がその川のビジョンを共有することからはじまる。そして相互に密接に連携・協力し、具体的な現場での様々なパートナーシップによる取り組みを工夫し、実験、実践を積み重ねながら、段階的に実現されてくるものである。

そして、各河川、各地域でのこれらの模索と経験の蓄積を通じて、将来の日本の川づくりの方向が見えてくると考える。

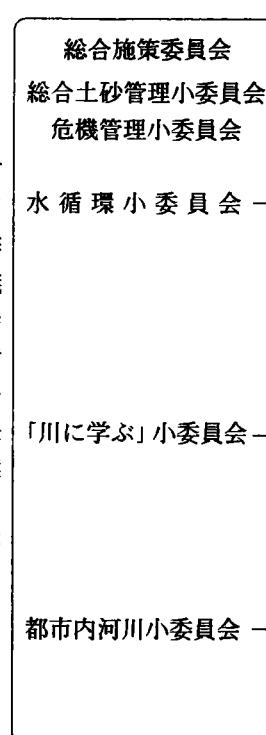
提案骨子



市民が川づくりに参加するしくみをつくる

● 全体フレーム

研究会での議論



課題

3つの観点

5つの基本方針

23の提案

コミュニケーションづくり

情報・ビジョンの共有

役割分担・協力体制づくり

① 日常的にコミュニケーションを行う

日常的に交流機会をつくる
信頼関係の回復・構築

② 行政・市民とも学習プロセスを組み込む

行政・市民が一緒に取り組む意識を改革し、高める

③ ひとつひとつ着実に実践し、継続し、広げていく

現在の活動を継続しひろげるプロセスを大切にする

基本方向1

行政が変身する

- ・行政の意識改革
- ・市民に開かれた行政へ

基本方向2

市民がパワーアップする

- ・市民活動の応援
- ・市民のレベルアップ

基本方向3

市民と川とのふれあいを増やす

- ・川との触れ合い、知る機会の提供

基本方向4

一緒に取り組む

- ・行政・市民の役割を学び合う
- ・協働作業を体験する

基本方向5

市民が川づくりに参加するしくみをつくる

- ・日常的交流から合意形成へ
- ・市民が公共的役割を担うしくみ

職員の意識を改革する

市民の声を聞き、行政へ反映させる

行政間の協力・連携をすすめる

情報を積極的に公開する

市民が学習する機会をつくる

川の人材を育てる

市民のネットワークをつくる

市民活動を応援する

企業の参加を図る

水辺の魅力を高め、人々の関心を高める

川の知識・情報を共有する

川に親しむ機会を増やす

川に学ぶ機会をつくる

共同イベントを企画する

市民公募型事業

計画から維持管理まで一貫した共同作業

参加でつくるデータベース

沿川まちづくりを考える

日常的な意見交換の場をつくる

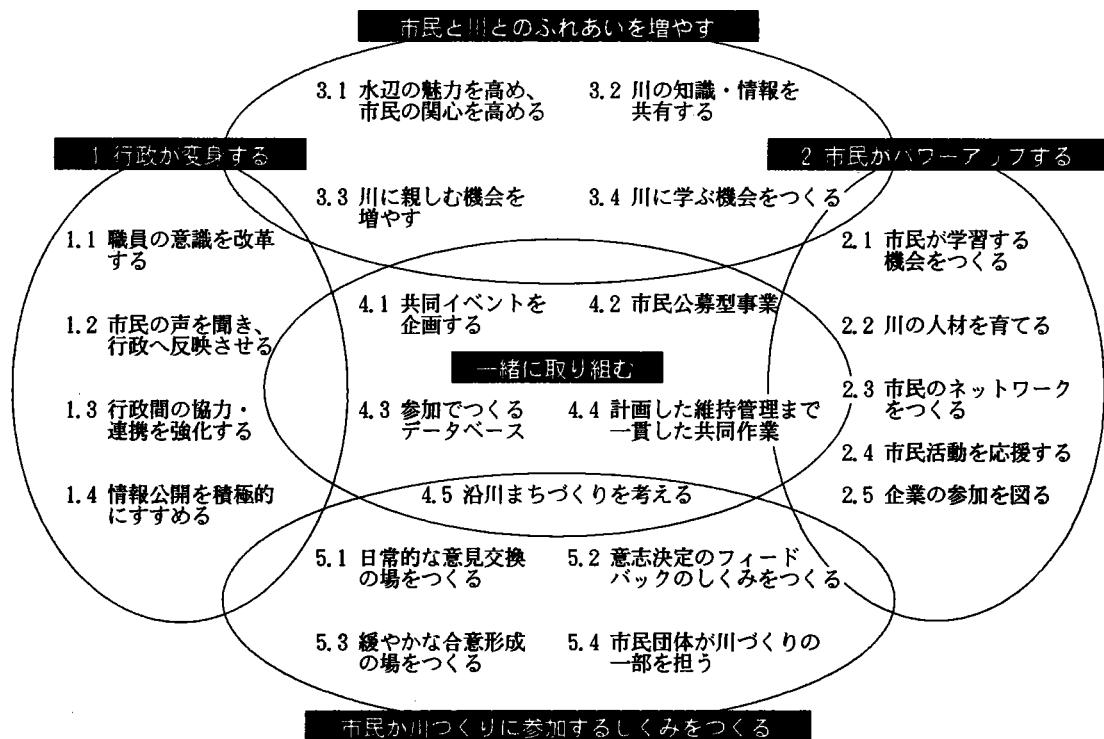
緩やかな合意形成の場をつくる

意志決定のフィードバックのしくみをつくる

市民団体が川づくりの一部を担う

● パートナーシップで取り組む川づくり・23の提案

5つの基本方針をもとに、23の提案を行う。



③ 河川審議会における検討

近年の河川審議会の答申には、地域参画、住民参加、官民の連携、パートナーシップという表現が数多く見られる。その中で、管理部会に対し、「経済、社会の変化に対応した河川管理体系のあり方について」をテーマに、「河川における市民団体等との連携方策のあり方について」が諮問された。

1999年から始まったこの審議は、具体的に市民活動と今後展開すべく、事業についてその仕組み、内容について検討している。その答申は2000年夏とされている。

- <おもな検討項目>
1. 市民団体等に期待する社会的役割
 2. 市民団体等の新たな連携を進めるべき分野
 3. 市民団体等との連携における課題と解決の方向
 4. 効果的に連携を進めるための具体的方策
 - 連携にあたっての必要な仕組みの整備
 - 情報流通に係る方策
 - 市民団体等への支援策
 - 市民団体等との連携を進めるための行政側の体制等の整備

III. 全国の市民団体によるパートナーシップ形成の例

(1) 全国水環境交流会の活動

平成5年（1993年）、全国で活動する川や水に関わる市民団体に呼びかけ発足した。その目的は、健全な水循環を保全、回復するためには、さまざまな立場や意見の持ち主が自由に交流するコミュニケーションの場づくりが重要との認識のもと、緩やかな全国ネットワークとして結成された。

主な活動としては、各地域の活動に対する情報、人材等による支援、全国大会の開催（年1回）、「川の日」ワークショップ（年1回、計2回）への協力、参加等がある。

運営は、主として、地域と全国の活動を結び、調整する役割を持つ全国コーディネーター会議により行われている。資金は、各種助成金の申請により維持されるとともに、事務局を設置している。

●これまでの全国大会・テーマ及び開催地

- ・第1回 「水コミュニケーションネットワークの形成」（93年7月、埼玉県草加市）
- ・第2回 「水環境ここ10年の検証と今後」「流域の視点から水環境を考える」（94年10月、千葉県柏市）
- ・第3回 「水環境21世紀への課題」「流域の視点から水環境を考える」（95年9月、静岡県静岡市）
- ・第4回 「水の恵み得るもの、水への恩返し」（96年11月、大阪府枚方市）
- ・第5回 「みんなで考えよう！新河川法」（97年11月、宮城県石巻市）
- ・第6回 「山から海までひとつながりの流域環境を考える」（98年10月、北海道北広島市）
- ・第7回 「水環境21世紀への扉」（99年6月、東京都渋谷区）
- ・第8回 2000年9月、新潟県で開催予定

1999年の6月と7月、全国水環境交流会が主催、共催する全国大会が続いて行われた。

6月の大会は、「第7回全国水環境交流＆シンポジウムin Tokyo」で、2日間行われた。テーマは、『21世紀水環境の扉～川から地域へ！～』と題し、今日、川づくりの現場で住民がどのような視点、立場で参加するのかをさまざまな角度から議論した。

ちなみに5つの分科会はそれぞれ、

1. 河川管理におけるパートナーシップ
～河川整備計画の進め方を議論する～
2. 川並み保全と地域の合意形成
～どんな川を21世紀に継承するのか？～

3. 水系の生物多様性保全

～田んぼから海へ、生物学的水循環の保全・回復のために～

4. NPOと市民事業

～新たな川の活用・活性化を図るために～

5. 21世紀の連携交流

～流域・広域・川まち連携と異分野連携のすすめ～

であった。また、川から地域への水循環を意識して、環境庁、文部省、国土庁、経企庁、厚生省、建設省の担当者による省庁横断型の討論も行われ、全国から350名程の人達が集まってきた。

7月のもうひとつの全国大会は、第2回「川の日」ワークショップである。この「川の日」というのは、建設省が任意に定めた毎年7月7日を記念日とするもので、全国で住民参加型の行事が行われる。この日を記念して、1998年からワークショップを官民共同型ではじめようという事になった。

どういう事をやるかというと、全国から“いい川”及び“いい川づくり”を公募し、公開審査をして表彰しようとするものだ。“いい川”とは地域の人たちに親しまれ、どちらかといえば保全したい川と言える。これは、主に地域住民からの応募となる。一方、“いい川づくり”は、近年河川環境を重視した整備が行われるようになったが、その内容を主に河川管理者から募集し、同じテーブルで議論する事になる。そして、お互い“いい川”的イメージを共有し、これから川の保全、整備のあり方を考えようとするものだ。

1999年、71件が応募され、2日間にわたって、360名程の人たちが熱心に公開審査に参加した。審査結果は、入賞9件で、その中から“いい川” “いい川づくり”部門それぞれ1件がグランプリに選ばれた。“いい川”部門は新潟の通船川の活動、“いい川づくり”部門では九州・城原川の整備であった。

表11 全国水環境交流会

水環境の保全と創造に取組む
全国の仲間のネットワーク

全国水環境交流会

本会は、水環境に関する「産・学・官・野（民）」の
幅広い人たちが交流し、
ノウハウや情報の交換を行うことを通して、
水環境の保全と創造に資することを
目的としています。

人と情報のネットワーク

水は、動植物を育み、産業や文化などの人間生活を支える重要な要素であり、水循環の過程のそれぞれの分野において大きな環境要素を構成しています。

よりよい水環境づくりのために、水環境について広分野のテーマを総合的にとらえ、よりよい水環境づくりのために情報と人のネットワークを形成します。

合意の形成に向けて

地域には地域固有の問題と課題があり、人々の価値観も異なります。従って、賛成、反対といった事象も発生してきますが、環境問題の解決にとって重要なことは、共通の目標に向けての合意の形成です。

コミュニケーションの場づくり

共通の目標に向けて合意を形成するためには、水環境に関っている様々な分野の人たちのコミュニケーションの場をつくり、人の交流を促進することを通して、水環境の保全および創造に役立てたいと思います。

水環境をとりまく多様なテーマ

水環境のテーマ分野としては、河川、湖沼、海、雨水、飲み水、地下水、用排水、ダム、森林などの水循環テーマや動植物の生息環境に関するテーマ、まちづくり、都市づくりのテーマ、健康、福祉のテーマ等、広範囲にとらえます。

産・学・官・野（民）の複合的交流

交流する人の分野は、積極的な住民（野）、民間企業（産）、国・県・市町村などの行政（官）、大学・研究者（学）等、複合的な交流をめざします。

積み上げ型のしくみづくり

なお、ネットワークの形成にあたっては、地域活動を重視して、地域からの積み上げ型のしくみづくりとなるよう十分配慮します。

1999年11月現在

組織の性格付け

地域での社会的諸活動を主体別に分類すると、「私的活動」「公的活動」およびその「中間活動」に大別されます。「私的活動」は個人・民間企業等が、「公的活動」は行政が中心に担当します。中間活動はいわばコミュニティ（公共）活動ともいわれるもので、境界領域に属するものであり、公と私が連携して活動すべき分野です。従来の政策目標がシビルミニマムの達成の時代から、質の高いアメニティ水準が求められるようになってきた時代では、その取組み内容も方法も異なってこざるを得ません。水、河川に関する領域は、このような領域に属するものが多く、従来の枠組みを超えて、民・官がパートナーシップを組もうというもの。

次に、職務が公式か非公式かの問題があります。それは公的か個人的かの問題です。これは、行政だけでなく、民間企業に所属している人にも該当する概念です。しかし、社会の質が変化し、さらに高度で多価値の目標が追求される時代にあって、民・官がそれぞれ公式でもなく非公式でもない中間的立場で判断し、事にあたる姿勢が重要になってきています。全国水環境交流会は、まさにこのような立場を大事にしてネットワークを形成しようというものです。

このように全国水環境交流会では新しいコミュニケーションの場をつくろうというものです。

活動

本会の活動目的を達成するために次の活動を行います。

- 交流情報交換会の開催
- 各地の取り組みなどに関する情報誌の発行
- 水環境改善に向けての提案活動
- 水を軸とした地域環境づくりの研究
- 地域のネットワークづくりの推進
- その他

討議の仕方について

全国水環境交流会では、「産・学・官・野（民）」の様々な立場の人たちが交流し、ノウハウや情報の交換を行なうことを通して、水環境の保全と創造に資することを目的としています。

そこで、参加者の自由な討議を保証するために主催する情報交換会や勉強会では、「3つの原則、7つのルール」に基づき運営していきます。なお、この原則とルールは、「みづとみどり研究会」において提唱されているものです。

3つの原則

1. 自由な発言
2. 徹底した論議
3. 合意の形成

7つのルール

1. 参加者の見解は所属団体の公式見解としない
2. 特定個人・団体のつるしあげは行わない
3. 議論はフェアプレイの精神で行なう
4. 議論を進めるにあたっては、実証的なデータを尊重する
5. 問題の所在を明確にした上で合意をめざす
6. 現在係争中の問題は、客観的な立場で事例として扱う
7. プログラムづくりにあたっては、長期的に取り扱うものと短期的に取り組むものを区分し、実現可能な提言をめざす

地域単位での活動組織

各地域においては、それぞれの水環境に関する現場を有し、実践的に活動をしています。これらの地域の人たちの活動を現状にあわせて、地域単位での「水環境ネット」を構成します。そして、結果的にこれらの地域活動を原点として、全国的なコミュニケーションの場として「全国水環境交流会」を構成します。

1. 各地域で、地域単位のネットワーク「水環境ネット」を構成します。

各地域の「水環境ネット」は「北海道」「東北」「関東」「中部」「北陸」「近畿」「中国」「四国」「九州」「沖縄」で構成することを想定します。しかし、各地域の活動やネットワークの形成等の現状には様々なレベルがあり、ブロック単位での「水環境ネット」の構成は一律にはできません。そこで、現状にあわせて次のような段階にあった「水環境ネット」を構成して行きます。

□流域単位でネットワークが形成される場合

流域内にある複数の活動団体が流域の複数市町村にまたがって活動を行なながらネットワーク拠点を形成する場合など

□県単位程度でネットワークが形成される場合

複数の流域ネットワークが相互に連携し、県単位程度でネットワーク拠点を形成する場合など

□ブロック単位でネットワーク拠点が構成される場合

当初予定のブロック単位でネットワーク拠点が形成される場合など

これら、それぞれの地域単位のネットワークを連携させて「全国水環境交流会」とします。

2. 本会と「水環境ネット」の関係

「全国水環境交流会」と「水環境ネット」はそれぞれの立場で運営し、パートナーシップを組んで交流と連携を図ります。

地域単位での活動はあくまでも地域の自主性に基づくものであり、地域の主体性によって連携の仕組を考えます。

地域ネットの組織と活動

□特定非営利活動法人 水環境北海道

組織：理事長 佐伯 昇（北海道大学教授）

事務局長 菊地 静香

事務局所在地

〒060-0051 北海道札幌市中央区南1条東1-5

大通バスセンタービル1号館8F

財石狩川振興財團 内

TEL 011-200-7782

FAX 011-242-2445

E-mail weh-1sk@mbf.sphere.ne.jp

活動：・第1回～4回「シンポ&交流会」

(南幌町、追分町、八雲町、ニセコ町)

・北海道Eポート交流事業（千歳川、石狩川）

・河川環境整備・流域問題・水質問題に関する地域支援活動 その他

□特定非営利活動法人 水環境ネット東北

組織：代表 新川 達郎（立命館大学大学院教授）

専務理事 高橋万理子

事務局所在地

〒980 宮城県仙台市青葉区1番町1-15-19

菅野トークビル202

「水環境ネット東北事務局」

TEL 022-217-2327

FAX 022-217-2328

E-mail mizuneto@sh.comminet.or.jp

活動：・第1回～4回「東北水環境交流会」

(宮城県白石町、岩手県水沢市、秋田県十文字町
秋田県本荘市)

・ヒートアイランド調査、ポート下り河川調査

・太平洋～日本海流域ウォーキングツアー事業

・第1回～13回研究会 その他

活動 総 暑

○設立まで

- ・水環境ネットワーク（仮称）づくり準備会
1992年12月、93年2月
- ・水環境交流会（仮称）発足準備会 93年4月
- ・地域での意見交換会 93年5～6月
(名古屋市、新潟市、愛媛県川之江市、熊本市、仙台市、岐阜県高山市、北海道南幌市、岡山市)
- ・省庁との意見交換会 93年4月、5月

○全国シンポジウム

第1回 水環境シンポ&交流会

93年7月3日～4日、埼玉県草加市

テーマ：「水コミュニケーションネットワークの形成」

第2回 水環境シンポ&交流会

94年10月8日～9日、千葉県柏市

テーマ：「水環境ここ10年の検証と今後」

「流域の視点から水環境を考える」

第3回 水環境シンポ&交流会 静岡大会

95年9月8日～9日、静岡県静岡市

テーマ：「水環境21世紀への課題」

「流域の視点から水環境を考える」

○勉強会

第1回 93年10月8日

「治水のレベル設定の在り方を考える」

話題提供：大船 孝氏（新潟大学工学部教授）

第2回 94年2月2日

「コンクリート三面張り護岸を考える」

話題提供：小川鶴藏氏（建設省江戸川工事事務所長）

第3回 94年6月23日

「あんしん・おしゃれ・やさしいまち

－鹿児島、甲突川水害後の地域づくりを考える－」

話題提供：上野孝敏氏（都市開発技術者）

第4回 95年2月8日

「コンクリート三面張り護岸を考えるPART2

－その利点と欠点－」

第5回 95年4月20日

「コンクリート三面張り護岸を考えるPART3

－コンクリート護岸なぜ悪い!?失敗事例の研究』

第6回 95年12月14日

「海との出会いを考える」

話題提供：廣崎芳次氏（野生水族繁殖センター所長）

○省庁交流会

93年11月、94年1月、2月、95年7月

○水環境セミナー

「自然豊かながわづくりの現状と今後のあり方」

日 時：96年2月1日、2日

会 場：都内および荒川下流域を船上研修

地域ネットの組織と活動

□水環境ネットワーク 九州

組織：連絡事務局

岡 裕二、今泉重敏、秋吉春敏

事務局所在地

〈熊本〉

〒864-14 熊本県熊本市中無田町1405

モヤイワクス内

水環境ネットワーク九州事務局

TEL & FAX 096-357-0767

〈福岡〉

〒812 福岡県福岡市博多区千代4-31-7

九県前ビル4F まちづくり計画研究所内

水環境ネットワーク九州事務局

TEL 092-631-0270

FAX 092-631-0308

活動：・第1回～4回「九州水環境ネットワーク交流会」

（熊本県熊本市、矢部町、田日市、大分県竹田市）

・九州Eボート流域交流事業（筑後川、球磨川）

・緑川ペーロン大会

・地域ネットワーク支援活動

・環有明海交流会議 その他

全国水環境交流会

組織：代表幹事

木原啓吉

宮村 忠（関東学院大学教授）

矢島 稔

広松 伝（柳川・水の会）

森 清和（よこはまかわを考える会）

事務局代表

山道省三、田中栄治

事務局所在地

〒105-0003 東京都港区西新橋2-11-5

GOビル3F 地域交流センター内

全国水環境交流会事務局

TEL 03-3581-2700

FAX 03-3593-1374

E-mail saito@jrec.o.jp

(2) 全国の活動状況

《水環境北海道》

北海道の「水環境北海道」は既に今年4月、NPO法人格を取得し、正式な事務局体制を確立した。この会の活動は、1993年から始まっているが、川の勉強や体験を目的とした「かわ塾」の開催、Eボート協議会等による交流、全国大会の主催(1998年)、雪中植林による緑化活動、さらにはNPO支援商品の開発等、先駆的な活動を行っている。さらには、北海道の地理的条件から、ロシア、サハリンとのボートによる交流まで活動エリアを広げつつある。

第2回 リバースクール「千歳川・かわ塾」

グリーン＆リバーマスター養成講座

と き 平成10年8月7日(金)、8日(土)、9日(日)

と こ ろ 石狩川・千歳川(石狩浜～支笏湖)

主 催 全国水環境交流会IN北海道

共 催 JFF北海道

後 援 北海道開発局石狩川開発建設部

北海道札幌土木機業所

江別市教育委員会

千歳市教育委員会

恵庭市教育委員会

北広島市教育委員会

長沼町教育委員会

南幌町教育委員会

石狩市教育委員会



日本財團・協力援助事業

【環境主旨】

川は、最も身近に自然を感じる存在であり、環境学習の体験的な場と位置付けることができますが、戦後50年余の歴史の中で、全國の多くの川はその姿を変え、学習の場とはかけ離れたものになっています。

私たちの住む千歳川流域の上流部は、国有林が多いことや一部が国立公園になっていることもあります。比較的川も清流かつ自然豊ですが、下流域では都市排水などの人為的な影響を受け、水質などの悪化に加え、石狩浜の漁場環境も悪化して来ています。

千歳川の良好な自然環境は将来に引き継ぎ、悪化した環境を改善するのは今生きる我々の使命であり、それを具体的に感じ得る場として、リバースクール「千歳川・かわ塾」を開催するものです。

尚、良好な水環境は、山から海までひとつながりの中で育まれますので、それを感じ得るために今回は海の環境もプログラムに入れました。

【目 的】

成熟社会を迎えた今日、水辺への回帰を背景に、自分たちの流域を知ることにより地域のアイデンティティを喚起し、上・下流の懐やかな關係の構築に寄与するため、地域の自然・文化・風土・歴史と海水等を生活領域の源泉である川をフィールドに、①読者から学ぶことにより見識を高め、②ライフセービングや川下り等を通して危険回避能力を向上させ、③各種の自伝観察調査、植樹などを体験することにより環境面における問題意識を深める等、川全般に關わるオピニオンリーダー(グリーン＆リバーマスター)を養成するものです。

《水環境ネット東北》

東北ブロックは、北上川を中心とした活動母体があり、ここでも川下りや川の観察会など日常的活動から、北上川リバーマスタースクール、貞山運河懇談会、東北各県での持ち回りシンポジウム（1994年～）など、多彩な活動を行っている。この北上川流域にもすでに2団体がNPO法人格を取得または手続き中である。リバーマスタースクールは、北上川下流部を中心に毎年講座が開かれ、全国の中でも充実したスクールとなっていて、北海道や他の事例とネットワークしつつ全国展開を図ろうと調整段階に入っている。今年の8月末、「川に学ぶシンポジウム」が建設省や自治体との協力で岩手県で開催される。

1999年度北上川リバーマスタースクール（「川に学ぶ」シンポジウム）講座

- 現在北上川で実際に行われている「川の達人」育成コースです。

ぜひ「川を体験してください。

※募集対象は16歳以上の健康な男女です。

（1日目）1班 自然体験コース（ゴムボート下り・水質調査・川漁他）

2班 遊び体験コース（カヌー体験・救急救命法・自然観察他）

3班 歴史学習コース（水の文化・河川事業・民話、水害体験談他）

（2日目）1班 遊び体験コース（カヌー体験・救急救命法・自然観察他）

2班 歴史学習コース（水の文化・河川事業・民話、水害体験談他）

3班 自然体験コース（ゴムボート下り・水質調査・川漁他）

基調講演・分科会

（3日目）分科会報告及びシンポジウム

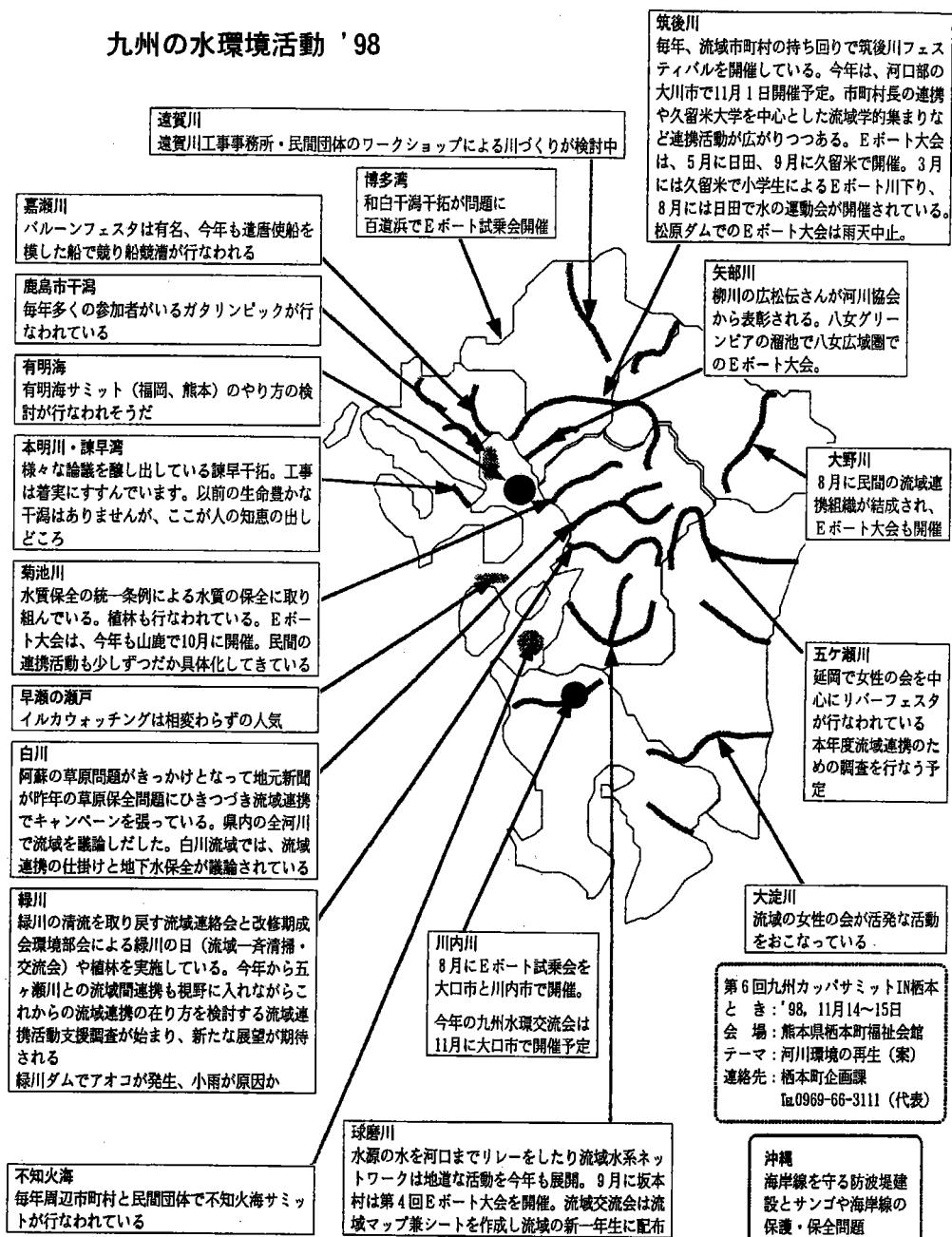
《九州水環境ネットワーク》

九州ブロックは、熊本、福岡を中心に活発な活動が行われている。

このネットワークの主な目的のひとつに、「環有明海構想」というのがある。

有明海は魚介類の豊かな豊穣の海として知られているが、海苔養殖のための薬剤散布や流入する河川の富栄養化などで汚染が進行している。この流域河川の環境改善のため、漁民の森の造成、流域一斉清掃、川の学校などが各地で行われている。また、九州主催の全国大会もこのところ頻繁に行われはじめている。

九州の水環境活動 '98

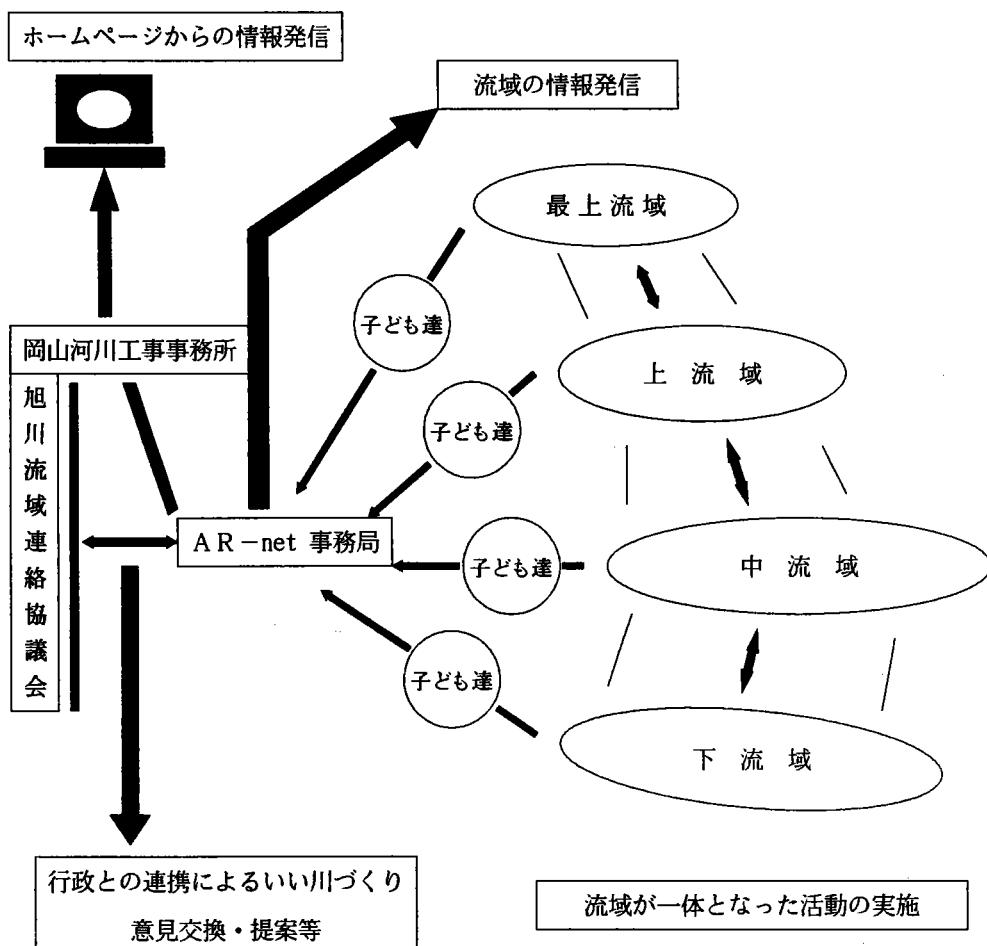


《中国ブロック》

中国地域では岡山の旭川の活動が活発である。旭川では、その源流部に市民による源流の碑を建立するという事で、河口からリヤカーや船で上流に運ぶキャラバン隊を発足させ、通過する自治体、地域住民との交流によって、あっという間に旭川流域ネットワークが形成された。この活動は3年前から始まったのだが、源流での建立の前日、シンポジウムが開催され、ここでも多くの人たちの交流や情報交換、提言が行われている。

源流はひとつではなく、多くの支流を持つことから、各源流の自治体から次回はウチでと既に数年間の予約があるそうである。

旭川流域ネットワーク（A R - n e t）の構成



(3) 多摩川におけるパートナーシップの形成

① 多摩川流域懇談会の活動（1999年発足）

1995年から'98年にかけての河川審議会の答申、河川法の改正に伴い、パートナーシップによる川づくりは、その推進条件が揃った事になる。

そして、1999年の今年、多摩川流域懇談会が、行政部会、市民部会（1998年、多摩川市民フォーラムと名称）の2つのセクターを柱に設置された。今のところ想定した企業部会はまだあるが、とりあえずスタートする事になった。

この懇談会の目的は、セミナー、現地調査などを通じて、お互いの考え方、方向を知り、当面建設省が法律に定めた「多摩川河川整備計画」への住民参加を図ろうとするものだ。すでに建設省の叩き台の提示をもとに、市民フォーラムではその持ち味、経験を生かしたフィールド調査を、この7月から行政と合同で始めた。その目的のひとつは、先に実施された河川環境管理計画（1981年）の見直しや、これまで住民が足で稼いだ情報などを紹介し、整備計画への反映を図ろうとするものである。

多摩川流域懇談会は、法律改正の後、ただちに動き始めているが、どこまでその有効性が發揮できるのか分からぬ。しかし、これまで永年にわたる住民の活動の一つの結果として、このような仕組みができたことは、評価に値すると考えている。

多摩川市民フォーラムは、年会費1000円で入退会自由となっているものの、会員だけで運営したり、意思決定するのではなく、常に流域住民への呼びかけ、啓発がなされなければならぬし、住民案の作成には学識者、行政の協力がなければ不可能である。

多摩川センターは、情報、ヒトの交流拠点として懇談会、市民フォーラム双方の事務局を行っているが、これから多くの課題を抱えていく事が予想される。

表12 多摩川流域懇談会

多摩川流域懇談会趣意

多摩川は古来より、その流域にすむ人々に自然の恵みを与える、固有の文化を育てる母なる川として親しまれてきました。しかしながらその川も時代時代の地域や人々の要請により、手が加わり、流域とともに変貌してきました。

河川行政においても、近代化の過程で、生命と財産の安全を確保するという社会の要請に応えて、治水・利水機能を最優先させる施策を展開してきたことは否定出来ません。その結果、人々の居住と産業の基盤は順次拡大されましたが、人々の意識を川から遠ざけることとなりました。このような時代を経て、今日、多摩川が地域の将来にわたる共有財産として、豊かな生物と美しい風土を育むかけがえのない価値をもつことが改めて認識されるようになりました。

これから川づくりは、その川にかかわる人々の意識や社会背景、自然条件を踏まえて、川らしさ（個性）を発見し、その時代の人々が選択し、育むべきものと考えます。

そのためには、川の恩恵を享受するさまざまな立場の人々が、お互いの役割を認識し、協力していくことが必要と考えます。多摩川とその流域の理想像（くいい川）やくいいまちの実現に向け、将来にわたりかけがえのない財産とするための第一歩として、ここに多摩川流域懇談会を設立します。

この会の活動の趣意としては、

- ・多摩川流域懇談会（以下「流域懇談会」という。）は、市民（団体）、企業、学識経験者、流域自治体、河川管理者などが、多摩川の川づくりや流域環境について、継続的に情報や意見の交換を行い、お互いの協力関係を築き信頼関係を深めつつ、くいい川やくいいまちの実現に向けて、緩やかな合意形成を図ることを目的とします。
- ・流域懇談会は、その目的を達成することで連携した、市民（団体）、企業、学識経験者、行政（流域自治体、河川管理者）の部会で構成します。それぞれの会員は、各部会に所属し、流域懇談会の活動に自発的に参加します。
- ・流域懇談会は、市民（団体）、企業、学識経験者、流域自治体、河川管理者などがそれぞれの立場で自律し、果たすべき役割を認識するとともに、お互いに情報を公開し、公正な立場とルールを尊重しながら協力しあう場とします。
- ・流域懇談会には、その活動と責務を代表する会長を置きます。また、その活動と運営を円滑にするため、運営委員会を設置するとともに、必要に応じ、個別に部会を設置し、課題に対応することが出来るようになります。

平成10年12月19日

多摩川流域懇談会

本会の趣意に賛同いただける
市民

●多摩川市民フォーラム
(市民による自主グループ)

多摩川市民フォーラム
(市民部会)

多摩川流域懇談会 会長

運営委員長

●各部会等の代表者

企 業 等

本会の趣意に賛同いた
だける企業等

学識経験者等

本会の趣意に賛同いた
だける
学識経験者・専門家等

個別テーマ部会
※必要に応じて設置

※市民（団体）、企業、学識経験者については、多摩川流域懇談会事務局に登録することによって会員となり、各部会に所属します。
運営委員会は運営委員会規約により設置されます。
運営委員の任期は2年を基本とします。

活動内容

各主体が交流し、互いに情報を共有するための意見交換等のコミュニケーション活動を行います。

また、くいい川やくいいまちの実現に向けて、川づくりなどに関する学習・啓発活動を行います。

会員は、多摩川流域懇談会の活動に、自発的に参加することとなります。

具体的には、

①コミュニケーション活動として、シンポジウム、現地見学会、交流会等の開催や、情報紙の発行等の情報発信を行います。

②学習・啓発活動として、勉強会、ワークショップ、セミナー等を開催します。

② 多摩川市民フォーラムの活動（1998年発足）

多摩川市民フォーラムは、多摩川流域懇談会の設立にさきがけ、懇談会の枠組の中での市民部会を賛同者間で協議し、名称としたものである。運営委員は4名で構成し、多摩川センターがボランティアで事務局を引き受けている。

また、運営資金を得るため、この会は会員制をとっているが、情報は会員、非会員に関わらず、流域約150団体に発信されている。その主旨について以下に示す。

表13 多摩川市民フォーラム

多摩川市民フォーラムの活動

多摩川市民フォーラムとは

多摩川市民フォーラムは、多摩川流域懇談会の設立に先立ち、1998年9月に設立された。設立のきっかけは「パートナーシップではじまる〈いい川〉づくり（1996）」で緩やかな合意形成の場が必要と提言を実行したものである。

市民フォーラムの運営は運営委員会によっておこなわれている。運営委員は5名（荒木稔、井田安弘、神谷博、倉持武彦、横山十四男）、事務局は多摩川センターにおいている。

河川整備計画に向けた取り組み

多摩川での市民意見の集め方は、市民フォーラムが「市民アクション」をつうじて集めているほか、行政部会は「ふれあい巡視」を沿川各地で行っている。2つの違いには、呼びかけ者が市民か行政か、呼びかけ方が関心のある市民を対象としているか自治会などを対象としているかなどである。

市民フォーラムの活動で集まった意見は、多摩川流域懇談会の場で発表と意見交換を行っている。1999年10月の第3回流域セミナーでは、それまでの市民意見を集めたもの（ナマのままの情報）を示して意見交換を行った。

10月以降も市民アクションは続いている、7月から12月までに6カ所で意見集めをおこなった。今後の取り組みは、今年度いっぱい各地域で意見集めをおこなっていく。これまでの市民アクションは地域別であったが、今後はテーマ別の意見交換や意見集めをおこなっていく。

市民アクションで集まった市民意見は、沿川地先への意見がほとんどで、流域全体などの広い視点の意見はあまり見られなかった。そこで、これまでに集まった意見を「編む」と、不足している議論を補うことを目的とした「プロセス2」をおこなう。

1996年3月	「パートナーシップではじまる〈いい川〉づくり」出される
1997年3月	河川法が改正され、川づくりへの市民参加が盛り込まれる
1998年	多摩川市民フォーラム設立に向けた話し合いが始まる 多摩川流域の環境に関わる約130の市民団体へ呼びかける
6月～9月	設立準備会を開き、協議をすすめる
9月	多摩川市民フォーラム設立 活動方針、名称、規約、事務所、役員、など定まる
9月	市民セミナー「川づくりへの市民参加とこれから」
11月	市民セミナー「川づくりにおける市民参加手続きのあり方」
12月	多摩川流域懇談会設立、市民セクターとして参加
1999年3月	市民セミナー「川づくりとパートナーシップ」
7月	市民アクション「登戸」
8月	市民アクション「二子玉川」
9月	市民アクション「狛江」
10月	市民アクション「六郷」
11月	市民アクション「羽村」
12月	市民アクション「調布」
2000年1月	市民アクション「府中」
2月	市民アクション「高津」
2月	市民アクション「S55年環管計画」
3月	プロセス2「多摩川の将来像・公開討論会」
3月	市民アクション「場所未定」

IV. パートナーシップ型河川管理と今後の課題

(1) 各セクターの課題

日本の川の自然や文化、環境については、全国の市民、住民、ボランティア（団体）による環境改善の活動が30年以上になる。

そして今日でも河川水の汚濁や川のゴミ問題、生物相の生息環境の悪化、歴史的土木施設や伝統文化の喪失など、社会的背景や公害の発生等により、河川管理者との対峙はきわめて深刻な事態を生みつつある。しかしその反面、少しずつではあるが、双方ともに知恵を出し合い、よりよい方向を模索しようという状況にある。河川法改正は、河川の整備や保全（以下、川づくり）に市民、住民の参画を謳い、将来の川づくりのために住民や地域企業とのパートナーシップを形成しようとしている。

とはいっても、河川管理者とN P O・N G Oが将来の川づくりに対し合意をし、意思決定を行うには、その間に大きな課題が横たわっている。その課題は思いつく範囲では次のような事と考える。

<河川管理者サイド>

- ① 川づくりをパートナーシップで行うとすれば、誰を、どのような立場の人々を対象とするのか？
- ② パートナーシップは、双方が自立し対等な立場にあり、その関係で情報交換、人的交流を重ねながら合意をめざすものだが、自立し対等な関係とはどのようなものなのか？
- ③ 法律に定められた河川整備計画への住民参加は、意見を聞くことで良いのか？
計画から事業に至るまで参加し、双方の合意の上で、意思決定を行うものなのか。
- ④ 治水・利水計画のように複雑で高度な技術に対し、市民はどこまで理解できるのか？

< N P O・N G O サイド >

- ① 市民、住民の意識や活動は多様で温度差もあり、合意を図りつつ住民間の意思決定を図ることが果たして可能なのか？
- ② N P O・N G Oの活動や運営の自立は、第一に資金面において困難ではないか？
- ③ 川の問題でたとえば、河川管理者とN P O・N G O企業等が自立した関係にあったとしても、その間を調整するコーディネーターの人材がいない。
- ④ 世代交代がなかなか進まない。 等々

私が所属している川や水の全国ネットの中でも、昨年施行された特定非営利活動法人（N P O法人）化をめざし、既にいくつかの団体が資格を取得している。しかし、法人格を取得して何がどうなるのだろうという不安は隠せない。

NPO法の制度的課題は、税制の問題等いくつかあるが、既にボランティア活動の域を超えて活動をしようとすれば、事務所、専従スタッフ等運営経費が増え、安定した資金調達が確保されなければおぼつかない。このことで、河川管理や川づくり、環境の保全、利用などへの住民参加について、議論する必要が出てきた。

今日、河川空間に対する社会の要請は、福祉、環境学習、教育、医療、防災等従来の川の自然や文化の保全、川のレクリエーション利用に加え、新たな参加を求めている。このような多様化には、河川管理者、自治体の対応ではとてもまかないきれず、当然NPO・NGOの参画が必要となってくる。

(2) 河川管理におけるパートナーシップと合意形成

(*森 清和：横浜市環境科学研究所、共同研究者)

森は、パートナーシップ型の合意形成、意志決定について、次のような段階的スタンスで取り組むこととし、合意形成はプロセスが重要であると指摘している。

1 発想の転換（河川管理意識のパラダイム）

従来の河川整備では、方針の決定から計画立案、そして事業の実施から管理まで、全ての権限が河川管理者に集中しすぎている。このような護民官的善政主義は限界にきていている。

それは、川との直接的な関わりが希薄になる中で、規範としての河川像が欠如しているということがあげられる。現代では、価値観が多様化しているとともに、課題領域は広域化しより深化している。こうした時代の転換期にさしかかっており、従来のように河川管理者の考えだけですすめるやり方は限界にきているといえるだろう。

計画立案の段階で、あるいは世論が二分するような対立が生じた段階で、専門家等で構成される第三者機関に答申を求めることがある。専門家及び科学的知見は説明・情報としては重要であるが、答えを出すものではない。最終的合意は地域社会が担うものである。

どの段階で合意が形成されたとみなすかどうかは、ケースバイケースである。それなりの市民抵抗のあるときは合意が形成されていないことの証しとして受け止める必要があろう。市民抵抗（活動・運動）は市民の権利であり、合意なき決定や決定過程の不透明さ、自由討論なき議会等のもとでは、市民抵抗はシステムのフィードバック機能であり、河川管理者にとっては煩わしいかもしれないが、「いい川づくり」にとっては歓迎すべき現象である。

河川法の趣旨を生かすには、住民・市民参加及びパートナーシップを大胆に導入、展開する必要がある（なお便宜上、ここでは「参加」は行政プロセスへの住民・市民参加、「パートナーシップ」は主体間の対等の協働関係としておく）。

キーワードを以下に示す。

- (1) 護民官的善政主義（黄門様）からの脱却
- (2) テクノクラートからテクノデモクラートへ
- (3) 科学的発想から政策的発想へ
- (4) 無謬主義から選択主義へ
- (5) 信託意識の徹底

2 河川管理権限における市民参加・パートナーシップの推進

現在、河川管理者に集中している権限には以下のようなものがある（もちろん、財政との調整や議会承認等が必要となるが、実質的には河川管理者に権限が集中していると見てよい）。

- (1) 計画権
- (2) 決定権
- (3) 予算権
- (4) 工事権
- (5) 評価権
- (6) 情報権

当面の最重要課題は、計画レベルでの参加・パートナーシップおよび合意形成システムの政策レベルの導入である。まず第一段階としてはこれを政策として実践し、制度として整える。最終的には法条例化することが求められる。

方向性の枠組みが共有されている事業（一方方向）と、交差、対立事業では仕組みが異なってこよう。考え方は同じであるが、アプローチは別々の方が良い。

まず、方向性が共有化されている課題でケースを蓄積しつつ、政策、仕組みを成熟化していく。各主体間の信頼関係の構築が基本であるので、社会的争点となっている課題についても、次の3原則の導入等により大胆に取り組む（遅かれ早かれいずれはそうなる）。

「3原則」

「一方」、「交差」、「対立」方向のすべての事業を対象とする（例外：危機管理、人権等）。

- (1) 対話原則：説得だけでなく、相手のいわんとしていることの理解が基本
- (2) 公開原則：情報だけでなく、行政プロセスの公開
- (3) 合意原則：合意なくして事業なし

決定システムについては、どこで、誰が、どのように決定（全員一致／多数決）するかは、今後の課題である。ともかく当面は、決定の前に合意システムを導入し、その成熟化を図ることが基本になる。

3 パートナーシップの推進

川の課題をめぐる組織としては、以下が考えられる。

*河川管理者

*自治体（首長、議会、職員）

*住民組織（地域密着型自治会等、行政補完・代行・協力型ボランティア団体等）

*市民組織（地域自立型市民活動・運動団体、広域環境N G O、N P O等）

この中で、市民組織（及びその活動・運動）は、既存システムの限界・矛盾から派生したものであり、論点（争点）整理、環境保全に重要な役割を担っている。

問題別機能別で、その領域に関しては一般に関心も高く造詣も深い。「いい川づくり」ではまず、この組織とのパートナーシップを築く必要がある。欠点は、少数であること、かつ恒久組織でなく地域の代表性にかけることである。

河川管理者・行政はこの市民組織を支援していく必要があるが、その際、行政補完・代行・協力型に包摶しないように配慮する必要がある。市民組織も多様化、恒久化、及び他主体とのパートナーシップに配慮する必要がある。

4 制度・しくみの導入

制度・仕組みとしては、以下のことを検討する。

(1) インフォームドコンセント、P I

(2) 河川オンブズマン

(3) 重要事業における複数計画（選択肢、市民によるカウンタープラン）

(4) 河川管理者・市民組織間の意見交換・交流の場づくり（日常・非日常／フォーマル・インフォマナル／代表・非代表）

5 新規事業

•川並保全事業

•N G O、N P O委託事業

6 河川環境にかかわる川と市民との関係（試案）

（1）権利的関係

治水	期成同盟
水防	水防組合、水防活動
利水	水利組合、電気事業、都市用水、工業用水
内水面漁業	漁協組合／漁業・放流
占用	民間／グランド・ゴルフ場・牧草地、公共／公園
その他	橋梁、道路、鉄道

（2）経済的関係

観光	舟下り、築、温泉
伝統	川床、渡し、鵜飼い
舟運	人・物流、船着き場、舟溜
生業	漁業、ヨシ場、竹材、飼料採取、貯木場、じゃり採取
リバーフロント	再開発（臨水効果）、集客施設
その他	伏流水（酒・ビール）、橋上市場、不法投棄

利害関係

（3）生活的関係

日常生活	洗い場、交流、散歩、移動、遊び、観察、草刈り
伝統行事	祭り、水神、河童、禊ぎ、螢狩り、かいばり
レクリエーション	花見、遠足、釣り、バーベキュー
スポーツ	カヌー、Eボート、水上スキー、野球
環境教育	観察調査、自然体験、リバースクール
健康福祉	施設立地、スポーツ
災害安全	避難場所、水場
地域活性化	水辺プラザ、水辺の楽校、イベント
その他	菜園、ごみ捨て場、ホームレス

文化関係

（4）社会的関係

歴史保全運動	建造物、町並み、桜並木、橋、堰・護岸等河川構造物
景観保全運動	自然景観、建築デザイン、乱開発、視点場
改修反対運動	ダム、河口堰、河道改修、放水路
河川美化活動	河川清掃、花いっぱい
水辺再生運動	知水型・提案型・活性化型・発汗型
水質改善運動	水質改善、水質調査
自然保護運動	ホタル保護、貴重生物保護、エコアップ、自然観察会
森海恋人運動	植林、上下流交流
流域連携運動	流域交流、ダム活性化、Eボート
その他	

(3) 河川管理とパートナーシップの今後

かつて永く河川行政の現場におられた方が、河川管理のスタンスはまず「川をつくる」という発想は本末転倒で、自然の川に少し手を加えさせてもらう。その程度の関与にして、川を守る、お守りするというのが自然と人間の関係の上では本来の姿だろうと言われる。流路を固定し、改変し、洪水を押さえ込む発想は不自然で、いずれ破綻があり、大きな打撃を受ける事になると指摘している。

自然を良く知る人からすれば当然の理屈なのだが、これまでの河川管理を含め、ありとあらゆる分野が「つくる」発想であった。新河川法にいう「河川環境の整備と保全」は、相変わらず整備が前面にあるにせよ「保全」も、という点で一步前進と言うべきか、元に戻ったという言うべきか、前述の河川管理のあるべきスタンスに近づいたのかもしれない。

そして、超過洪水に対する考え方、総合治水、河川の氾濫想定図の開示、情報システムの整備、河川環境の重視、住民の参加、洪水の許容と減災といった管理目的や水準等が新たな課題になりつつある。

さらに、「河川環境」の意味が、これまで嘗々と言われてきた川の身近な自然、生きもの、景観、文化といったものを守るというだけでなく、そのような空間を利用して、防災、福祉、環境学習、教育など、地域社会あるいは国土全体が抱える社会的課題の解決の場として位置づけられようとしている。

この状況は、かつて東京オリンピック（昭和39年、1964年）の後、欧米に較べ日本人の体力の無さを嘆いて河川敷にグラウンドや公園を造成しようとした「河川敷開放計画」（昭和40年～、1965年～）により、都市計画や社会のツケを川に押しつけたような発想に共通しなくもないが、これを目的ではなく手段として良好な河川環境の保全、回復に向けるものでなければならない。

<新たな河川管理の視点>

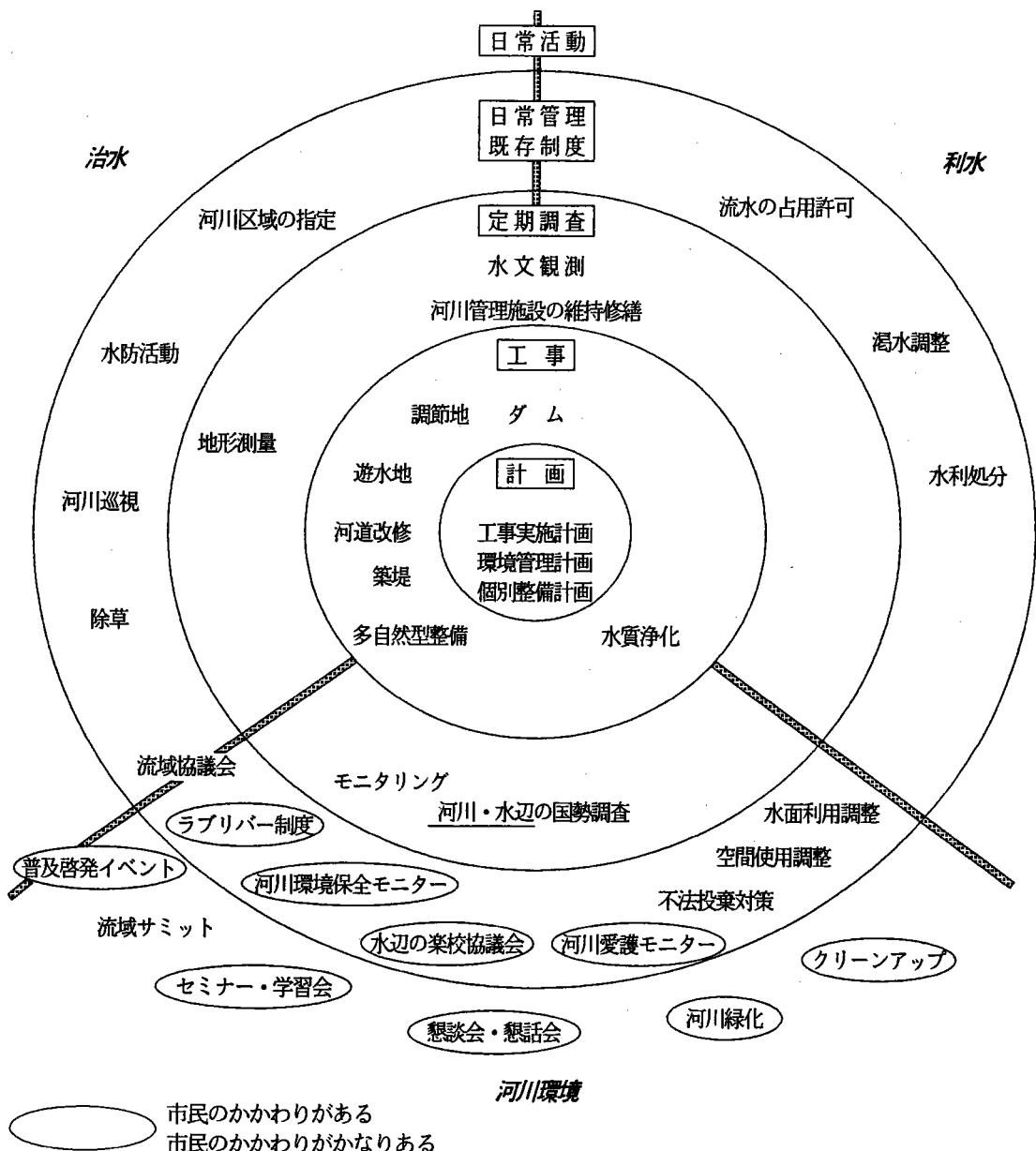
河川管理の通常の内容と住民と関わりによる新たな視点、内容について整理すると概ね次のように示される。

図1においては、「河川環境」に関わる例は住民との関わりが極めて高く、すでにこの10年、20年の自主的な活動が積み重ねられてきたものがほとんどである。さらに、治水面でも水防、除草、あるいは環境モニタリング、河川巡視など日常管理に地域住民が参加する可能性を持ったものが多い。

水利組合、漁協といった関係機関を住民の組織と考えれば利水も同様である。これが「パートナーシップ」による河川管理が新たに登場する動機となっている。

パートナーシップによる川づくりといった場合の意味は、「これからの川づくりでお互い対

図1 河川管理と市民のかかわり



出典：「パートナーシップで取り組む川づくり提言書素案」
パートナーシップによる河川管理のあり方に関する研究会、H10

立するのではなく、それぞれの持ち味を生かした協働、役割分担をしよう」というように解釈できる。しかしながら、この何となく美しい関係をイメージするフレーズの中には、いくつかの大きな問題が潜んでいる。思いつくままに挙げると次のような点である。

① パートナーシップを組む相手は誰と誰だろう？

単純な構造では河川管理者（行政）と市民、企業がある。この中で市民、または住民（この項では市民と住民をあわせて市民で統一した）をどのような属性を持った人たちとするか？従来の民意を汲み上げるシステムである首長、議会、議会を構成する議員は、選挙により選ばれる。さらに議員と深い関わりを持つ自治会や町内会、さまざまな組織が連なる。こうした中に、川や水辺の保全や改善に取り組むNPO、NGOがどのような位置づけになるかということである。

現在、川や水辺のNPO、NGOが各地、各河川で自主的な活動を積み重ね、河川管理者に対しパートナーとして手を挙げ、認知されつつあるが、従来の民意を問う行政システムでは、情報の伝達、合意の形成等において十分な対応がなされず単に「手続き」としての観がある。こうした状況にあって、川や水辺のNPO、NGOは、川や水辺の情報を提供しつつ、関心層を拡大し、合意形成や意志決定の主体者となるべく認知される存在をめざして活動することから始めなければならない。

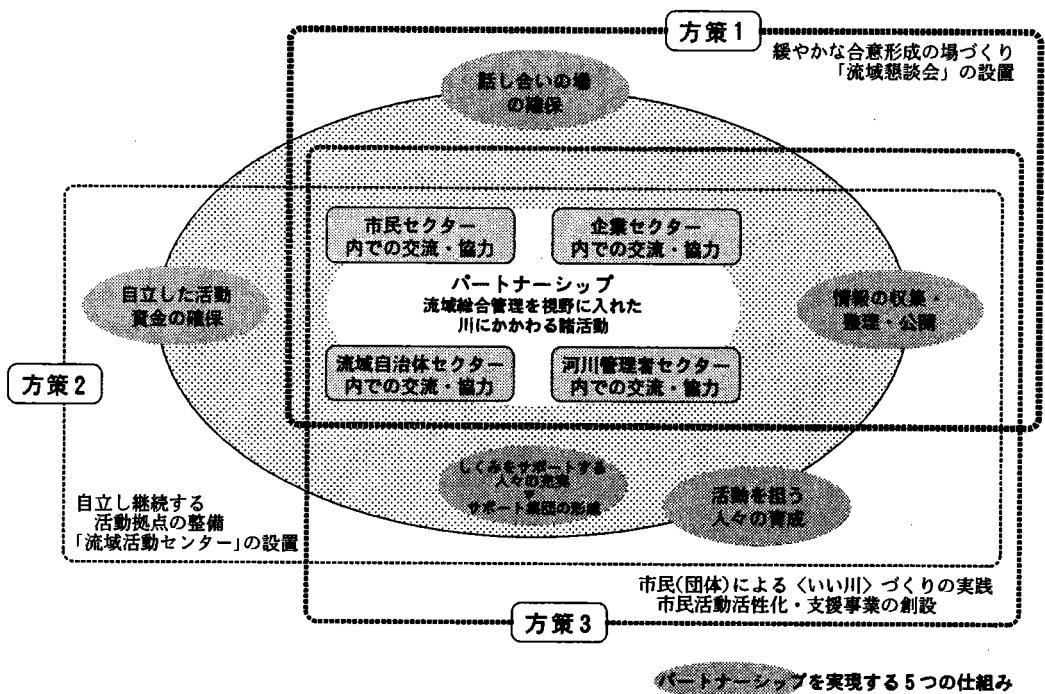
② パートナーシップの市民セクターの形成のためには？

パートナーシップの健全な成立のためには、それぞれのセクターが自立し、対等な立場に立って物事を進めていく必要がある。しかしながら、これまでの河川管理の歴史的経緯を見ても、例えば河川管理者と市民セクターが対等な立場になる事は現状では困難である。予算、事業の決定、実施権、それに伴う責任など、圧倒的に河川管理者の持つ権限は当然、大である。この巨大な行政権についての議論は別に譲るとして、では市民セクターが自立し、ある程度対等な関係を構築する術はないのだろうか？その糸口を考えてみたい。

図2は、平成8年に提言されたパートナーシップではじめる<いい川>づくりのための方策を示したものである。ここには取りあえずパートナーシップ形成のためエッセンスが3つの方策として提言されている。これまでの河川整備は、計画から事業の実施、維持を含めて河川管理者が行ってきた。しかし、日常管理において、とくに「河川環境」分野では、市民が参加した方が合理的なものが多い。

それと同時に、これまでの河川管理者による事業が、計画から整備工事の竣工までに大部分の労力が割かれていて、維持管理への比重が低い事からすると、維持・管理の市民参加はこれまでの実績を考えても入口としては最適と思える。「川づくり」は、工事の竣工で終わるのではなく、それ以降の時間が重要で、とくに河川環境については数十年のオーダーになろう。市民参加としては、河川の清掃、生物相や水質、水量といった環境モニタリング、草刈り等環境管理、空間利用調整がそのメニューになろうか。治水面で言えば、洪水時の避

図2 「パートナーシップではじめる<いい川>づくり」の方策



出典：「パートナーシップではじめる<いい川>づくり」提言書
H 8、流域交流懇談会

難、誘導のリーダー的役割や災害後の救援活動なども考えられる。

このような活動を通して、川の官民の情報を一元的に継続的に市民セクターで受発信しながらストックしていくことがひとつのポイントである。そして将来的には、このような活動、情報のストックを継続しつつ、中立的な〇〇川研究所といった機関を設立する事で、計画、事業、管理へのアドバイス、評価をする公正で誠実な第三者機関の役割を確立していく必要がある。

しかしながら、こうした川づくりへの参加、活動の継続にあたっては、もはやボランティア活動では限界があり、専従スタッフやアルバイト、ボランティアといった多様な人材による場（拠点）と仕組みが必要となってくる。

そして、当然、その運営維持には安定した資金的背景がなければならない。

現在、N P O 法人化に向けて、全国水環境交流会の関係団体も申請に動いている。これは、市民セクターの自立の基盤整備であり、資金獲得の受け皿ともなる重要な意味を持つ。

ところが、N P O 法人格を取得したとしても、今のところただちに資金的に安定するかと言えばそんな簡単ではない。ここに、N P O 支援型事業の創設が求められるところである。

先に挙げた環境モニタリング、環境管理、リバースクール等人材養成、環境学習、調査、研究、環境保全・回復型商品開発と販売等が候補であろう。

またそれぞれの地域、川の実情にあわせたメニューが開発されていく必要がある。

そして、N P O 法人格の取得後については、法人税制、各種の申告制度等、実際の活動経験をもとに是正、改正の提言をする事も考えなければならない。

③ 「川づくり」の合意形成、意志決定はどうあるべきだろう？

まず、パートナーシップは合意形成の手段であり、合意形成は意志決定プロセスであると考えられる。合意形成と意志決定は、新河川法においても、別であるとしている。例えば、「河川整備計画」においては住民の意見を聞くとなっているが、どう反映するのかは不明確である。

多摩川では平成11年（1999年）1月に「多摩川流域懇談会」を設立した。これは当面、行政（国、自治体）と市民（多摩川市民フォーラムと名称）セクターの二者で合意形成をめざすための仕組みである。これから運営委員会を設け、まず交流活動、勉強会からスタートする事になる。この仕組みはあくまで合意形成のみであり、将来的な意志決定機関として「多摩川流域委員会」を設ける事になっているが、意志決定に伴う権限、分担、事業責任の問題等、これもまた不明確である。合意形成のプロセスを踏みつつ構築していく事になるのか、現段階では分からぬ。

このような合意形成のための仕組みや活動は、それぞれの川や流域において、行政、市民、企業等の成熟度によって異なるだろうし、関係の比重も異なるはずである。そのためには、周辺状況を見極め、段階的に進める方が賢明であろう。そして、各地域で活動をしているリーダーにはコーディネーターとしての役割を果たす事が重要ではないかと考える。

前述の多摩川市民フォーラムは会員制となっていて会費（年会費 1,000円）を取り、自主運営となっている。事務局は多摩川センター（現在、任意団体）であるが、多摩川センターはあわせて「多摩川流域懇談会」の市民側事務局も兼ねている。多摩川センターはコーディネーター機関であり、会員もネットワークも持たないため、多摩川流域懇談会の事務局としてシンポジウム、セミナーの開催、情報紙の発行などを行う事で費用の負担を求めている。現状では行政セクターからの経費支援に頼らざるを得ない。

この経費の問題以外でも、多摩川市民フォーラムに入らない市民はパートナーとしての権利はないのかという問題もある。会員制にしているのは、自立するための会費獲得のためにあり、非会員を無視している訳ではない。常に会員拡大のために非会員に対しても情報を出し、イベントへの参加を呼びかけ続けなければならない。この点は市民セクターの運営にとって大きな課題であるが、規約に自由参加、退会を建前とし、会員は、会費を収める善意の

有志といった解釈をせざるを得ない。

今後、河川整備計画への提言や流域委員会委員の選出等が始まる。会員、非会員を含めた合意形成のプロセスには難題が山積している。

以上住民参加について述べたが、これまで河川管理者に対し文句を言えば済んだ反面、今後は責任ある言動が求められるようになってくる。これをどう解決していくのか、一步踏み込んで試行錯誤を重ねていくしかない。

お わ り に

河川管理への住民参加、パートナーシップ、合意形成等のフレーズは、このところ何の違和感もなく使われるようになった。

しかし、その内容、あり方については、幾多の課題がある。その解決のためには、河川管理者や市民等が日本の川の将来像を共有し、それに向かいそれぞれの役割と責任を認識しなければならない。そのための社会的条件も制度も少しづつ整備されてきた。試行錯誤かもしれないが、一步前に踏み出し、課題を解決しながら進むしかない。その意味では、大変な時期ともいえる。パートナーシップや合意形成は、面倒でしんどい事でもあるが、かつて柳川の広松伝さんの「川とつきあう事は煩わしい事だ。しかしその煩わしさが愛着のある川を生むのだ」というような事を言っておられた。この事を肝に銘じ、川との新たな関係の構築を進めていかなければないと考える。

<参考文献及び引用文献>

- ① 「『多摩の創造にむけて』－TAMAらいふ21白書第4巻」，1994年，TAMAらいふ21協会
- ② 「パートナーシップではじめる<いい川>づくり」，1996年，流域交流懇談会
- ③ 「パートナーシップによる河川管理に関する提言」，1999年，パートナーシップによる河川管理のあり方に関する研究会
- ④ 「NPOから見た新河川法 新しい河川環境管理の提言」報告書，1998年，都市河川研究会編
- ⑤ 「川のマンスリーインフォメーション」，2000年2月号他，財団法人河川情報センター

<協 力>

NPO法人 多摩川センター，全国水環境交流会，水郷水都全国会議，みずとみどり研究会，
大澤浩一氏，荒木稔氏

以上の方々のご協力をいただきました。お礼申し上げます。

たまがわ かせんかんきょう ほぜん かん
「多摩川をモデルとした「河川環境」の保全に関する
じゅうみんさん かがた しゅほう せいど ちょうさ けんきゅう
住民参加型の手法、制度についての調査・研究」

(研究助成・一般研究 VOL. 22-No.119)

著者 山道省三

発行日 2001年3月31日

発行 財団法人 とうきゅう環境浄化財団

〒150-0002

渋谷区渋谷1-16-14(渋谷地下鉄ビル内)

TEL (03)3400-9142

FAX (03)3400-9141
